

つるぎ町子育て情報誌

つるぎっこ



つるぎ町

徳島はぐくみ子育て憲章

～子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島をめざして～

子どもたちの笑顔があふれ、一人ひとりがいきいきと輝いている。子どもたちを見守る親や周りの人々にも、子育ての喜びや楽しさが満ちあふれている。

このような徳島をめざして、私たちは共に行動することを決意し、この憲章を定めます。

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく「かけがえのない宝物」です。

子育ては、子供だけでなく親自身を育て、地域を明るく元気にします。

私たちは一人ひとりの子供の個性を尊重すると共に、すべての子どもに対して愛情を込め、社会全体で育んでいきます。

徳島の未来を創る子どもたちとの みんなで はぐくみ・4つの約束

●●● はぐくむ ●●●

子どもたちが、何事にも前向きにチャレンジする心をもって、いきいきとのびのびと成長できるよう、家庭・地域・職場で、県民・事業者・行政が一体となって、子どもたちを育んでいく環境をしっかりと整えていきます。

●●● ふれあう ●●●

子どもたちと、私たち大人が、共に喜び楽しむことができるよう、子どもたちとしっかり向き合い、共に過ごし、ふれあう時間を大切にしていきます。

●●● まもる ●●●

子どもたちが、安心して学び・遊び・暮らせるよう、子どもたちの心と、体と、生活をしっかりと守っていきます。

●●● すすめる ●●●

子どもたちが、健やかに成長できる徳島の実現に向けて、県は子育て支援のための施策をしっかりと進めていきます。

子育て支援のための みんなで はぐくみ・4つの目標

と 共に過ごす時間をつくり、家庭で子どもとしっかり向き合い、毎日の子育てを楽しもう。

く 草の根パワーを活かして、地域で子育てを応援しよう。

し 仕事と子育てが両立するよう、働き方を見直し、協力し合える職場づくりを進めよう。

ま まちのみんなで力を合わせ、子供の生命と心を守り、育てよう。

子どもたちが健やかに育つことを願って

子育て応援ブック『つるぎっこ』改訂版の発行にあたり、ひと言道あいさつを申し上げます。

未来を担う子どもたちが心身共に健やかに成長し、立派な社会人となることは、私たち町民みんなの願いです。

しかしながら、近年の社会環境は核家族化や女性の社会進出など大きく変化しています。とりわけ、出生率の低下による少子化の進行は、社会全体にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

本町は平成 17 年 3 月 1 日の合併以来『つるぎ町次世代育成支援行動計画（前期計画）』を策定し、安心して子育てをすることができる町を目指すべき目標と定め、家庭、地域社会、行政が一体となって取り組んでまいりました。

このような動向をを踏まえ、本町における次世代育成支援の取り組みの進捗状況や課題を整理し、平成 22 年 4 月から始まる新たな『つるぎ町次世代育成支援行動計画（後期計画）』を策定し、引き続き取り組んでまいります。このような中、子育て応援ブック『つるぎっこ』が、子育て中のご家庭の情報源になればと、関係団体の協力により、発行する運びとなりました。

子どもたちの健やかな成長は、本町の将来に関わる最も大切なことであり、町民の幸せは、子どもたちの笑顔なくしては成り立たないものであると思います。

このため、出生祝い金、保育所等の待機児童ゼロ等、町独自の政策も行い、少しでも子育ての支援ができればと考えております。

今後とも、子育てが安心して行える環境を作るため、努力してまいりたいと思いますので、なにとぞ皆様のご協力をお願いいたします。

平成 22 年 12 月

つるぎ町長 兼 西 茂

つるぎっこ

目次

子どもたちが健やかに育つことを願って	-----	1
子どもの成長と子育て支援	-----	4

第1章 妊娠がわかったら

妊娠したらまず届け出

母子健康手帳の交付 妊娠中の健康診断 パパママ学級	-----	6
出産費資金貸付事業 チャイルドシート貸し出し	-----	7

第2章 赤ちゃんが生まれたら

役場での手続き

出生届 低体重児だったら	-----	8
出産祝い金 児童手当	-----	9
乳幼児医療費の助成	-----	10

保健センター

新生児訪問 乳幼児健康診査	-----	10
離乳食教室 予防接種	-----	11
すくすく子育て相談	-----	12
言語聴覚士による聞こえとことばの相談	-----	12
親子教室「ひまわり」	-----	13

他にもこんなことを行っています

思春期ふれあい体験学習 フッ素塗布推進事業	-----	13
外国からつるぎ町へ来られた方への支援	-----	13
食育の推進	-----	14
4つのおさをそろえよう	-----	15

第3章 親子のふれあい遊び

公園や遊びば	-----	16
文化財・文化施設	-----	21
宿泊施設・レストラン	-----	22
つるぎ町の行事・イベント	-----	23
公民館	-----	24

第4章 子育てと仕事の両立のために

出産・育児への支援

出産育児一時金 出産育児一時金の直接支払制度 出産手当金	-----	27
産前産後休暇 育児休業 社会保険料免除 育児時間	-----	28
保育所	-----	28
幼稚園	-----	31
放課後児童クラブ（げんきっこクラブ）	-----	33

第5章 子育ての支援

子育て支援センター	-----	35
子育て応援団「つるぎっこ」	-----	37
子育て支援短期利用事業 病児・病後児保育	-----	38
一時預かり事業	-----	39

第6章 子育てサークル ----- 40

第7章 小学校、中学校について	
学校教育目標	42
小中学校に入学するとき 転校するとき 小中学校の費用他	43
つるぎ町スポーツ少年団	47
スポーツ施設	48
本を借りられるところ	50
子どもを守るために	51
児童虐待防止のために	52
いじめをなくそう	53
第8章 障害のある子どもたちのために	
相談窓口	54
手帳を受けるには 手当・医療給付・福祉サービス 施設援護	55
親の会活動	56
第9章 ひとり親家庭支援	
相談窓口 支援内容	57
各種年金	57
医療費・介護 資金の貸付	58
自立支援 JR 通勤定期の3割引	59
母子会	60
第10章 災害時の対応	
台風等による警報発令時の対応について 地震にそなえて	61
災害時の乳幼児の安全	62
第11章 子どもの病気、事故のときは	
子どもの病気、事故	63
徳島の小児救急医療体制 歯科休日救急診療所 徳島こども救急電話	67
もし、ママシにかまれたら	68
地域の医療機関	69
第12章 経済的支援	71
第13章 児童、子育てに関する機関、相談機関紹介	
福祉課 教育委員会	77
保健センター 西部こども女性相談センター	78
社会福祉協議会	79
心配ごと相談 ボランティアセンター	80
民生委員・児童委員、主任児童委員	81
人権擁護委員	83
つるぎ町外の相談機関	84
巻末資料 つるぎ町全図・一字あそびマップ	88
貞光あそびマップ	89
半田あそびマップ	90

子どもの成長と子育て支援

子どもさんの成長に合わせて、いろいろな支援が受けられます。

	妊娠	誕生	3ヶ月
子どもさんの様子 （成長や発達には、個人差があるよ。あせらず、ゆっくり見守ってね！）	ママのお腹の中	手足をばたつかせる	- 首がすわる - あやすと笑うようになる 
制度・手続き	- 産前産後休暇 - 妊婦健康診査 無料受診票交付	- 出産祝い金 - 出生届 - 子ども手当 - 乳幼児医療費の助成 - 育児休業 - ひとり親家庭の支援 - 障害のある子どもへの支援	
子育て	- 母子健康手帳 - 妊婦健康診査 - パパママ学級	- 乳幼児健康診査 - 新生児・産婦訪問 - 乳幼児健康相談 - 親子教室 - すくすく子育て相談	- 離乳食教室 - 予防接種 
集う・預ける		- 子育て支援事業 - 子育てサークル - 一時預かり事業	- 保育所（園） - 各種保育サービス 
相談する	妊婦訪問	- 新生児・産婦訪問 - すくすく子育て相談	

6ヶ月

1歳

3歳

6歳

12歳

- 寝返りをうつようになる
- おすわりができるようになる

- 歩き始める
- 簡単な言葉を話し出す

- 言葉でのコミュニケーションができる
- 友達と遊ぶようになる

- 小学校入学

- 中学校入学

歯科保健教室
フッ化物塗布推進事業



思春期ふれあい
体験学習
● 事前学習
（性教育講座）
● 体験学習

- 幼稚園

- 幼稚園入園まで

第 1 章

妊娠がわかったら

◆ 妊娠したらまず届け出

母子健康手帳の交付

医師から妊娠と診断され、妊娠の届け出をすると、母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、妊娠中そして、出産後のお母さんと子どもの健康を記録する大切な手帳です。自分で記入できる欄は書き込んで、健診や予防接種、病院にかかる時などは必ず持っていきましょう。

交付場所：つるぎ町保健センター ☎ 62-3313

妊娠中の健康診断

妊娠中の母体と胎児の定期的な健康診断はとても重要です。妊娠の届け出をすると、妊婦一般健康診査受診票が 14 枚交付されます。

妊婦一般健康診査受診票を使うと、医師による診療、決められた検査（血液検査、尿検査、血圧測定など）が無料で受けられます。健診の内容によっては、有料の場合もあります。

- ※ 各種受診票は、県外医療機関では利用できません。
- ※ 県外医療機関で受診の場合は、受診後にまとめて妊婦健康診査費助成金支給申請手続きにつるぎ町保健センターまでお越しください。
- ※ 各受診票の再発行はしませんので、大切に保管してください。

パパママ学級

妊娠中の栄養・お産の進み方、赤ちゃんのお風呂の入れ方などについてお話ししたり、実習したりします。対象者には、ご案内します。

お問い合わせ：つるぎ町保健センター ☎ 62-3313



出産費資金貸付事業

出産の費用にあてるため、出産育児一時金の支給までの間、一時金の約8割程度（28万円）を限度に資金を無利子で貸し付ける事業が実施されています。

対 象：被保険者であって、一時金の支給をうける見込みがあり、出産予定日まで1カ月以内か、妊娠4カ月以上で医療機関に一時的な支払いが必要となった人。

貸 付：被保険者証等の必要書類を添えて、貸付申し込み書を社会保険協会に提出します。

返 済：出産育児一時金で精算されます。

出産後、一時金の請求書に必要な事項を記入し、医師または市区町村の証明を受けて、各窓口に請求。精算後、残った金額が指定口座に振り込まれます。

お問い合わせ：日本年金機構阿波半田年金事務所 ☎ 64-3474

チャイルドシート貸し出し

つるぎ町に住所を有する（外国人登録をしている者を含む）者を対象に貸し出しを行います。里帰りされた際などの短期間でも、祖父母の方にも貸し出しします。

返却時に消毒代金 2,000 円をお預かりします。

シートのタイプ	対象年齢の目安	体 格 の 目 安	保有数
乳 幼 児 用	新生児から 3歳位まで	体重 18kg 以下	52 台
学 童 用	3歳位～6歳位まで	体重 15 ～ 36kg	21 台

※ 保有数については貸出中も含むため、ご希望に添えない場合はご容赦ください。

（メモ）

現在の法律では、6歳未満（6歳以上でも身長が135センチ未満）の子どもを車に乗せるときには、チャイルドシートを使用しなければなりません。チャイルドシートは交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減するとともに、子どもが運転操作の支障になることを防止するという効果もあります。法律で決められているからというのではなく、子どもの安全のため、安全運転のために、チャイルドシートの利用、大人のシートベルトの着用を徹底しましょう。

お問い合わせ：つるぎ町社会福祉協議会本所 ☎ 62-5073

借りに来られる前に、一度ご連絡ください。（在庫を確認します）

第 2 章

赤ちゃんが生まれたら

◆ 役場での手続き

出生届

赤ちゃんが生まれて、医師に出生証明書を書いてもらったら「出生届」を記入し届け出をします。母子健康手帳の1ページに出生届出済証明書があるので、出生届けの際には、必ず母子健康手帳を持っていきましょう。

届 出 先：子（入籍すべき父または母）の本籍地、出生地、届出人（父または母）の所在地のいずれかの市町村役場。つるぎ町の場合、開庁時は本庁住民課もしくは各支所のいずれか。休日は役場の当直室。

届 出 期 間：出生の日を含めて14日以内

持参する物：①出生届書1通 ②届出人の印鑑（朱肉使用の印鑑）
③母子健康手帳 ④つるぎ町国民健康保険証（加入者のみ）

お問い合わせ	本 庁 住 民 課	☎ 62-3116
	半 田 支 所 住 民 課	☎ 64-3111
	一 字 支 所 住 民 福 祉 課	☎ 67-2111

◇ 低体重児だったら…

出生時の体重が2,500g未満の場合は、保健センターにお知らせいただくと、必要に応じて、低体重児・未熟児訪問指導が受けられます。

お電話でご連絡ください。

お問い合わせ	つるぎ町保健センター	☎ 62-3313
--------	------------	-----------

出産祝金

出産した母親に祝い金を贈ります。(父がつるぎ町の住民であっても、母が町外なら対象になりません。あくまでも母親の住所地がつるぎ町にあること。)

対象者：本町に住所を有している者であって、出産日以後も引き続き本町の住民票等に記載をされている者、または外国人登録票に登録をされている者、現に居住している者。(死産の場合は除きます。)

支給額：第1子 1万円 第2子 3万円 第3子 5万円
第4子 10万円 第5子 20万円 第6子以上 50万円
(再婚による場合は、再婚後の最初の新生児を第1子とする。)

お問い合わせ 本 庁 福 祉 課 ☎ 62-3116
半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111
一宇支所住民福祉課 ☎ 67-2111

子ども手当

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

1. 支給対象

0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方に支給されます。

2. 支給額

子ども一人につき月額 13,000 円

3. 支給時期

原則として平成22年6月、10月、平成23年2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

※ 原則として申請した翌月分から支給されるので、該当される方はお早めに申請してください。

お問い合わせ 本 庁 福 祉 課 ☎ 62-3116
半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111
一宇支所住民福祉課 ☎ 67-2111

乳幼児医療費の助成

12歳未満の乳幼児等の医療費の一部を助成します。助成を受けられる期間は、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間です。

対 象 年 齢	通院・入院	0～12歳未満 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで
自己負担金	通院・入院	0～12歳未満 なし

お問い合わせ	本 庁 保 険 課	☎ 62-3113
	半田支所保険福祉課	☎ 64-3111
	一字支所住民福祉課	☎ 67-2111



◆ 保健センター

新生児訪問

保健師が、赤ちゃんが生まれたお宅へ訪問させていただき、身体測定や健康状態をチェックしたり、育児相談等に応じます。

乳幼児健康診査

乳幼児の健やかな成長・発達のために乳幼児健診を実施しています。

	対象児	内 容	
乳児健康診査	3～4ヵ月 6～7ヵ月 11～12ヵ月	問診 小児科医の診察 育児相談・栄養相談 歯科相談	個別通知
		乳児一般健康診査受診票を使用すると、医療機関で無料で乳幼児健康診査が受けられます。1歳のお誕生日前日までであれば、いつでも使用できますが、生後1ヵ月、9～10ヵ月で受けることをおすすめします。 ※乳児一般健康診査受診票（2枚）は、乳幼児医療手続き時に交付いたします。	

	対象児	内 容	
先天性股関節脱臼検診	生後2～4ヵ月に2回	整形外科医が、診察を行い、股関節脱臼の有無を調べます。	個別通知
1歳6ヶ月児健診	1歳6ヵ月～8ヵ月	問診、身体計測、尿検査、医師診察（小児科、歯科）ことばと聞こえの検査、育児相談、栄養相談、歯科相談	個別通知
2歳児健診	2歳3ヵ月～6ヵ月頃	歯科医師の診察・歯科衛生士による虫歯予防の話を主とした健診です。	個別通知
3歳児健診	3歳3ヵ月～6ヵ月頃	1歳6ヶ月児健診に同じ	個別通知

離乳食教室

生後2～12ヵ月頃の赤ちゃんのいる保護者を対象に、脱臼検診の後、実施しています。管理栄養士による離乳食の話と、調理実習、試食を行います。詳しい内容日程については、個人通知します。相談は、随時受け付けています。

予防接種

子どもは、病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、予防接種で防げる病気もあります。日頃からお子さんの健康管理に気をつけ、体調のよい時に受けて下さい。

予防接種について、何か気になることがあれば、かかりつけの医師や保健センターにご相談ください。

(1)集団予防接種・・・指定の場所で、他の対象児とともに集団で予防接種を受けること

種 類：ポリオ

場 所：つるぎ町保健センター

実施時期：対象児には、個別通知します。

(2)個別予防接種・・・個別に指定の医療機関に直接予約し、予防接種を受けること。

種 類：BCG・三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風）

二種混合（ジフテリア、破傷風）

麻しん風しん混合

日本脳炎

場 所：個別予防接種の広域化協力医療機関にて

徳島県内の徳島県予防接種広域化協力医療機関で、1年中上記の個別予防接種を受けられます。町では、推進期間を設け、期間前に個別通知いたします。そのため、接種済みの分について、送付される場合がありますが、母子健康手帳で確認のうえ、受けてください。

※ 必ず予約が必要です。

※ 接種当日は、母子健康手帳、つるぎ町が配布した、予診票（保護者が記入済みのもの）を必ず持参してください。（予診票がない場合は、つるぎ町保健センターまでご連絡ください。）

◇予防接種広域化協力医療機関（町内）

北川医院、大久保医院、古城医院、武原外科整形外科医院、永尾病院、谷 病院

つるぎ町立半田病院、田村医院、田村医院一宇診療所

※ 町外のかかりつけ医での接種を希望する場合は、直接医療機関へお問い合わせいただくか、または保健センターまでご連絡ください。

すくすく子育て相談

そばにいてだけで周りを楽しませてくれる。かわいい子どもの成長は毎日楽しみです。

お子様の身長・体重が知りたい。育児について疑問・不安がある。同じ年頃の子を持つ親どうし話しがしてみたい。

そんなあなたは、すくすく子育て相談を利用してみませんか？

場 所：つるぎ町保健センター

日 時：毎月第4木曜日 9:30～11:30

※実施日を変更する場合がありますので、町広報の『暮らしのカレンダー』をご覧ください。

対 象：乳幼児とその保護者

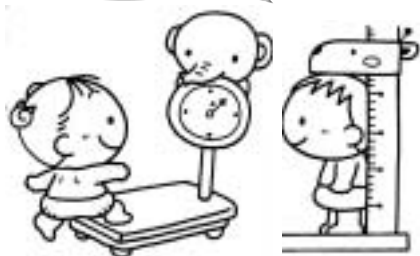
スタッフ：保健師、管理栄養士、看護師、歯科衛生士

お問い合わせ・予約 つるぎ町保健センター（☎ 62-3313）



お子様の大切な歯。
いっしょに育てていきましょう。

身体計測しています。
身長・体重・頭囲・
胸囲の測定



おいしく食べて、子ども
の身体や心を育て
ていきたいですね。

子育て全般についての
相談ができます。
※ご希望の方は予約してくださね。
成長・発達について、離乳食等の
栄養、歯のことについてなど

子どもどうし遊ぶ
場、親どうし話のできる
場を提供しています。



言語聴覚士による聞こえとことばの相談

お子様のことでちょっと気になる……聞こえ、ことばの遅れ、発音が不明瞭、どもる、落ち着きがない、目があわないなど、心配されている方、ご相談ください。日時については、お問い合わせください。（予約が必要です。）

親子教室「ひまわり」

子どもがいきいきとあそぶ「育ちの場」、おうちの方が子育てが楽しいと感じられるような「なごみの場」、そして子育てやお子さんのことについて何でも「相談できる場」として、子育て支援センターの方々とともに開催していきます。

対 象 就園前までのお子さんと保護者

内 容 ・ 同年齢の子どもたちとの遊び・紙芝居・絵本の読み聞かせ
・ 親子で楽しめる講習など（リトミックなど）

◆ 他にもこんなことを行っています。

思春期ふれあい体験学習

核家族化や、兄弟姉妹の少なさなどにより、赤ちゃんと接する機会の少ない現代っ子に、体験学習を実施し、赤ちゃんとの肌のふれあいを通じて、いのちの尊さ、性の尊重および人間の尊重を学んでもらうとともに、母性および父性の育成を図る。

対 象：つるぎ町内の中学校3年生全員

- 事前学習
 - 病院（産婦人科医）の協力を得て、性教育についての学習を行う。
 - 体験学習の2～3日前に各学校において、赤ちゃんのだっこ仕方、おむつのかえ方などの学習を行う。
- 体験学習
 - 乳幼児とその保護者対象のおやつ教室や乳幼児健診の時に中学生が同行し、お母さんの話をきかせてもらったり、だっこやおむつかえをさせてもらい、乳幼児とのふれあい体験を行う。

フッ素塗布推進事業

1歳6ヵ月健診受診者に歯質を強くするための処置が受けられる「フッ素塗布受診券」を送ります。



外国からつるぎ町に来られた方への支援

○ 母子健康手帳

母子健康手帳は、日本語のほかに、英語、中国語、ポルトガル語、ハングル、スペイン語、タガログ語、タイ語、インドネシア語があります。

→問い合わせ先：保健センター

○ ボランティアグループ「国際交流部」

つるぎ町在住もしくは滞在中の外国出身者ができるだけ安心して生活できるよう言葉や文化理解などについて支援しています。

活動内容：①日本語学習 ②日本の生活・文化の学習

③外国語（現在英語と中国語）の学習 ④文化の比較学習 ⑤日常の生活相談

活動日時：毎週水曜日（祝日は除く）19:30～21:00

活動場所：半田公民館

お問い合わせ：代表者 美原茂昭 ☎ 64-3052

○（財）徳島県国際交流協会（TOPIA）

地域レベルの国際交流、国際協力を推進するための機関であり、国際交流関係の情報の収集、提供、民間国際交流団体の活動支援、講演会の開催など県民の自主的な国際交流活動を支援しています。

徳島での生活についての情報が満載されている「徳島生活指南」（中国語版）ポケットサイズの「徳島生活ガイド」（英語、中国語、ポルトガル語）や徳島県の地図（英語版）を無料で配布しています。

お問い合わせ （財）徳島県国際交流協会（TOPIA）

徳島市寺島本町西1-61 クレメントプラザ6F

☎ 088-656-3303 FAX 088-652-0616

<http://www.tk2.nmt.ne.jp/~topia/>

食育の推進

食育とは、一人一人が生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるように自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みをさします。

保健センターにおいても、「親と子の食事セミナー」「子どもの食事セミナー」を学校、幼稚園、保育所等と連携し、実施しています。

1 親と子の食事セミナー

親子でおやつづくりや、エプロンシアター、栄養のお話など、ヘルスメイトさんと協力して、教室を実施しています。

2 食生活改善推進員（ヘルスメイト）

① ヘルスメイトとは、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域のボランティア活動により、食生活の改善、運動の普及のため活動している食生活改善推進員です。つるぎ町では、平成17年に発足し、現在62名のヘルスメイトが活動しています。

② ヘルスメイトの役割

健康づくりのための3指針（食生活、運動、休養）を普及させるために、保健センターの行う事業や、地域の住民、学校や幼稚園の行う健康づくり行事への協力を通して、地域の住民との交流につとめ、地域の住民が主体となる健康づくり活動への支援をしています。

③ 活動内容

活動内容は、親子食育の教室、糖尿病教室でのヘルシーメニュー展示や料理、おやつづくりをすることにより、つるぎ町民の健康増進をはかることを目的としています。

④ ヘルスメイトさんからのメッセージ

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに活動をしています。子どもの頃からの食事づくりは大切にしたいですね。

4つのおさをそろえよう

毎食、赤、黄、白の料理は1品、緑の料理は2品くらい組み合わせて



4つのおさはそろったかな



食育のポイント

1 基本は4つのお皿で

子どもたちが毎日何を食べたらよいのか、食事の内容について考えてみましょう。

料理の組み合わせは、日本の食習慣である「主食」「主菜」「副菜」「汁もの」の4つを柱に、料理のバランスとして考えてみましょう。

ごはんやパンなどの主食は黄色、肉や魚などの主菜は赤、野菜中心の副菜は緑、みそ汁やスープなどの汁ものを白として、食事を色分けします。色の組み合わせとしてとらえれば、子どもたちにもわかりやすくなります。

2 ゲーム感覚で楽しく学ぼう

子どもたちと身近な料理を取り上げ、「これは何色のお皿かな？」とゲーム感覚で4つのお皿のバランスを身につけましょう。色に合わせて並べてみると赤のお皿が多すぎたり、緑のお皿が少なすぎたりします。これではバランスがよくないなと子どもたちにもわかります。

4つのお皿でバランスよくおいしく食べて、おなかがいっぱいになる、それが子どもたちにとって健康的な食事です。

3 バランス上手なごはん食

黄色のお皿、つまり主食をごはんにすると、どんなおかずともよく合うので、赤や緑、白のお皿がそろえやすくなります。特に焼き魚、野菜やひじきの煮もの、納豆やとうふなどからだによいとされている料理は、パンやめんよりもやはりごはんによく合います。

健康的な食事として世界中から見なおされている日本食のすばらしさを、子どもたちにもしっかりと伝えていきましょう。

第 3 章

親子のふれあい遊び

◆ 公園や遊び場

貞光ゆうゆう館

<http://www.yuuyuukan.jp/>

所在地：貞光字大須賀 11-1

☎ 62-5000

駐車場：あり

(72 台＋大型 4 台、
障害者用駐車場あり)

トイレ：あり

(ベビーシート、
障害者用トイレあり)

営業時間：レストラン 9:00 ～ 20:00 毎月第 3 水曜日定休（祝日の場合は翌日）

物産センター 9:00 ～ 19:00 毎週水曜日定休（祝日の場合は翌日）

☆物産センターには、町内で栽培された新鮮野菜や加工品のほかに、ジェラートやお菓子なども置いてあります。レストラン名物ワニ料理も美味。水槽の中には、吉野川のお魚やザリガニなどがいます。



貞光ゆうゆうパーク

所在地：道の駅貞光ゆうゆう館前河川敷

駐車場：あり（49 台）

トイレ：あり

☆簡易トイレがパークゴルフ場にあります。カラフルな遊具が並び、景色もきれいなので、親子でお散歩するのもいいですね。桜つつみもきれいです。

パークゴルフの遊具は、道の駅貞光ゆうゆう館で無料で貸し出してくれます。



コミュニティセンター八幡会館の公園

所在地：貞光字前田 45-1

駐車場：なし

トイレ：なし

☆すべり台や、ブランコ、シーソーがあります。休憩できるいすも置いてあります。



江ノ脇農村公園

所在地：貞光字江ノ脇 202

駐車場：なし

トイレ：あり

☆端四国1番薬師堂のそばにある公園で、町指定記念物「江ノ脇古墳」も近くにあります。桜の名所です。すべり台とブランコがあります。

三王公園

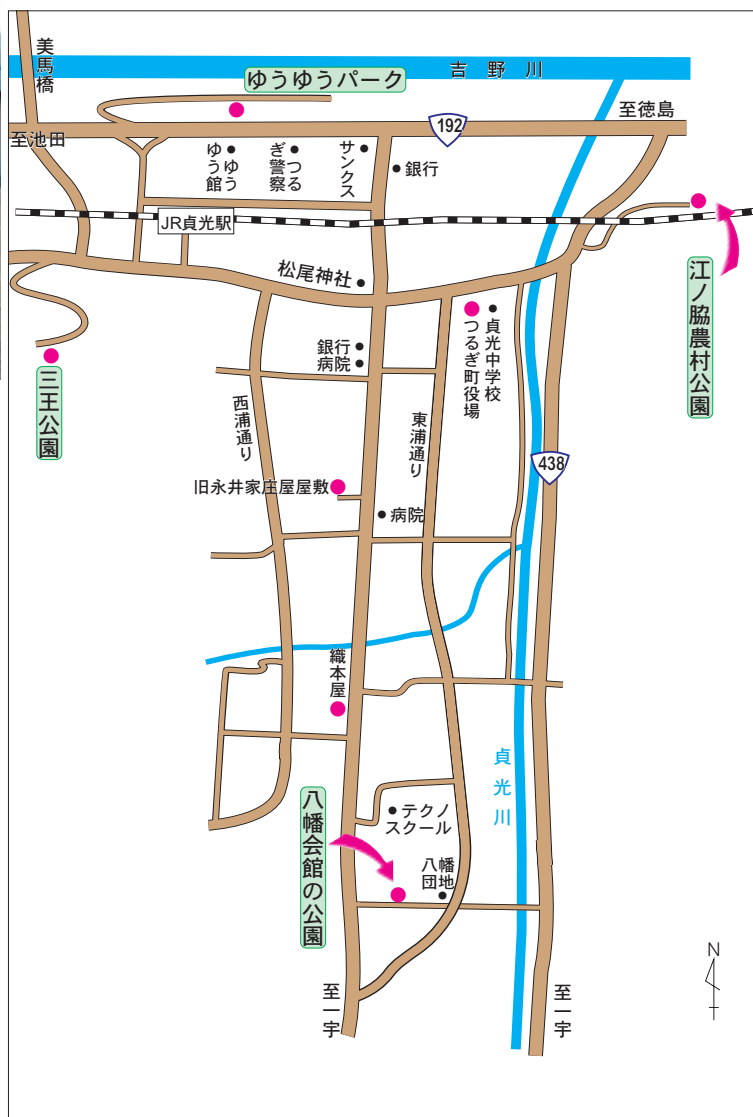
所在地：貞光字西山 76-1

駐車場：あり（5台）

トイレ：あり

☆吉野川、阿讃山脈が眺望できる絶好の場所で、桜がきれいな公園です。

すべり台と砂場、いす、テーブルのセットがあります。



ゆ う ま
剣山木綿麻温泉

<http://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/yuumaspa.html>

所在地：貞光字長瀬 127-2 ☎ 62-5500

駐車場：あり（30 台、障害者用駐車場あり）

トイレ：あり（障害者用トイレあり）

営業時間：10:00 ～ 21:00

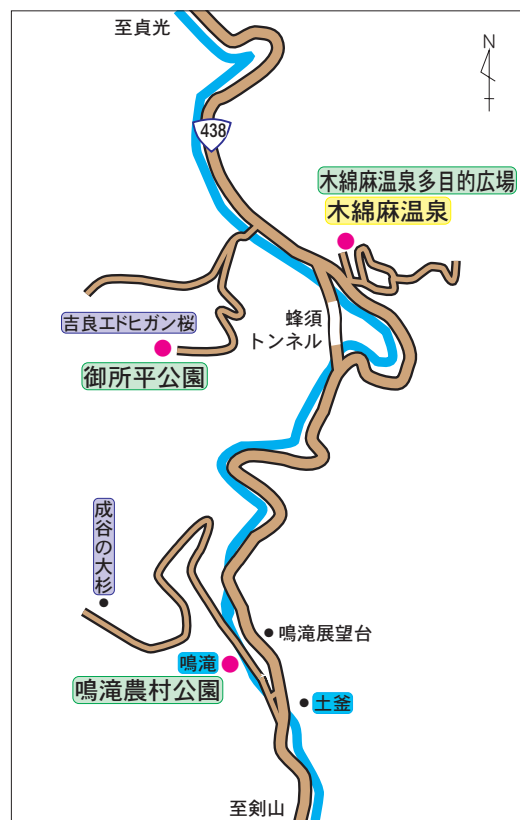
毎週月曜日定休（祝日の場合は翌日）

入浴料：大人 400 円 小人 200 円（3 歳以下無料）

☆美人の湯として評判、お肌ツルツルです。サウナや露天



風呂、町内
産のゆずや
ラベンダー
などのハー
ブ類を入れた薬湯もあります。



剣山木綿麻温泉多目的広場

所在地：剣山木綿麻温泉の上

駐車場：あり

トイレ：あり

☆緑にかこまれた公園です。すぐ下には、貞光川（木綿麻川）が流れ、夏には涼しい風が吹き上がってきて、とても気持ちいいです。すべり台とゲートボール場があり、ゲートボールをしていない時は、ボール遊びやおいかけっこな

どをして遊べます。汗をかいたら、木綿麻温泉へ入って、さっぱりしましょう。湯上がりで食べるジェラートは格別です。

御所平公園

所在地：貞光字吉良 679

駐車場：なし

トイレ：あり

☆徳島県指定天然記念物の吉良のエドヒガン（桜）があります。樹齢約 400 年、樹高約 20 m、幹周り約 4.5 m、この種の桜では、県内でも最大規模を誇ります。

鳴滝農村公園

所在地：貞光字猿飼 213

駐車場：あり

トイレ：あり

☆「鳴滝」は落差 85 m という県下随一の規模を誇り、大きな竜が三段に身をくねらせたように落ちてくるという荘厳なものです。いすとテーブルのセットがあるので、滝の音と澄んだ空気の中で、ピクニックもいいですね。

於安パーク

所在地：半田字西久保 482

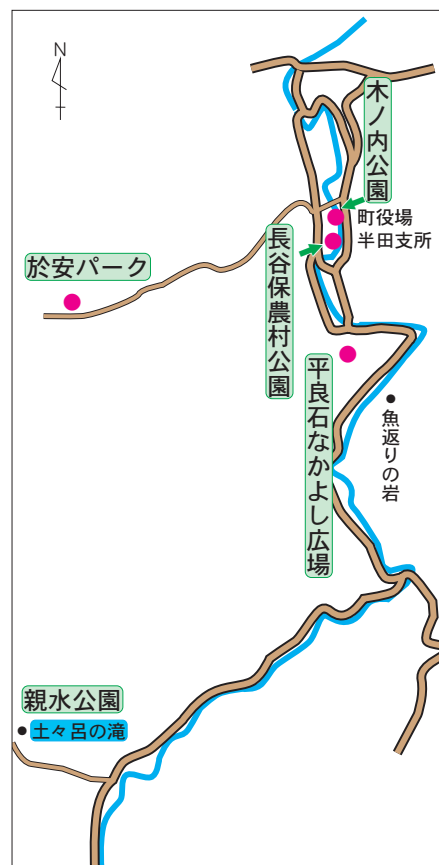


駐車場：あり（7台＋20台〈日浦小学校グラウンド臨時駐車場〉）

トイレ：あり

☆於安パークには、於安御前山に桜を植えようという素朴な地元有志の取り組みから始まり、

今の「於安パーク」の実現となりました。山頂から眺める景色と千本桜が見所で、4月には「桜フェスティバル」も開かれ、にぎわいます。山の斜面を使った、斜度35度の大規模な大型すべり台や、全長109mのローラーすべり台、アスレチック遊具など20数種類あります。四季折々の草花が楽しめる「四季の花畑」、なかよし広場や遊歩道も整備されています。



土々呂の滝親水公園

所在地：半田字猿飼 474-2



駐車場：あり（10台）

トイレ：あり（障害者用トイレ、幼児用トイレ、赤ちゃんおむつかえシートあり）

☆土々呂の滝は、半田川支流の大藤谷川が半田と東みよし町毛田との町境に作った落差30mの名瀑。土々呂の滝親水公園は、展望所や休憩舎が完備されています。遊歩道も整備されているので、お弁当をもってピクニックもいいですね。

木ノ内公園

所在地：町役場半田支所前

駐車場：あり（半田支所をご利用ください）

トイレ：あり（半田支所をご利用ください）

☆きれいな色のすべり台があります。役場や公民館の帰りに、遊んで帰れます。

長谷保農村公園

所在地：半田字田井 247-1

駐車場：あり（11台）

トイレ：なし

☆旧半田町民体育館跡地に、芝生を植えて、広々とした公園になりました。思いっきり体を動かそう。すべり台があります。



剣 山

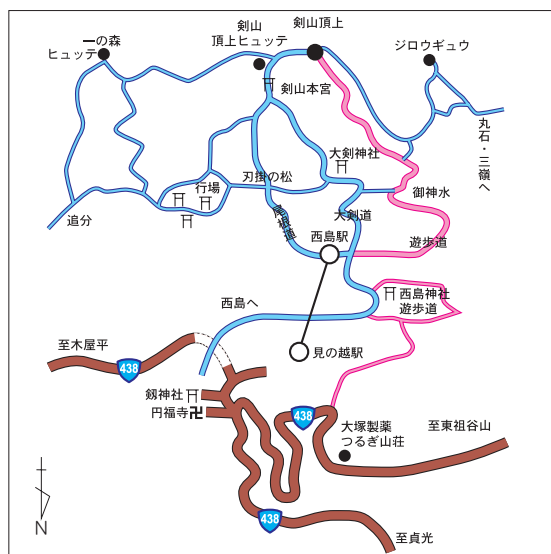
剣山は、標高 1,955 m、西日本第 2 位の標高を誇る山岳信仰の霊峰です。頂上からは、瀬戸内海や足摺岬までも見渡せ、四国の屋根と呼ばれています。日本百名山にも選出されています。登山道も整備され、登山リフトも運行しているので気軽に山登りが楽しめます。世界的にも稀産種として知られ、日本でも数少ないキレンゲシヨウマの群生が見られる山として知られ、高山植物の群生地、原生林もあり四季の変化が楽しめます。つるぎ町は、剣山への最短コースです。



●剣山登山バス

7月中旬から8月下旬の間の土・日・祝日及びお盆の期間実施しています。ＪＲ 貞光駅と道の駅貞光ゆうゆう館からバスとタクシーで見ノ越まで安全に行けるので、夏休みは子どもと一緒に剣山登山してみよう。

お問い合わせ：貞光タクシー ☎ 62-3166
 四国交通本社 ☎ 0883-72-2171
 商工観光課 ☎ 0882-62-3111



●剣山登山リフト

駐車場：あり（500 台）
 トイレ：あり
 営業期間：4 月末～ 11 月末
 営業時間：9:00 ～16:45（夏期 8:00～17:45）
 料金：大人往復 1,800 円 小人往復 850 円
 お問い合わせ：本社 ☎ 62-2772

●剣山観光を進める会

パソコンや携帯電話から剣山の詳しい情報がすぐにわかります。

URL：http://www.turugisan.com

携帯電話用 URL：

http://www.turugisan.com/mobile/index.html

5 月 1 日 お山開き

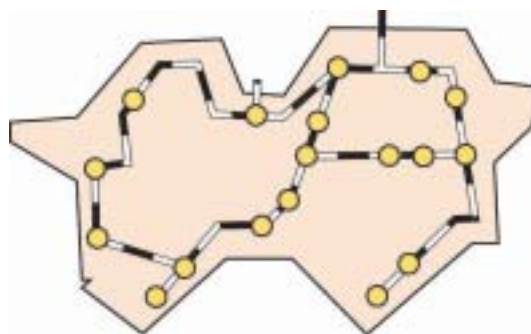
5 月の最終日曜日 新緑登山競争

7 月中旬～下旬 夏祭り

10 月 1 日～ 31 日 もみじ祭り

アンパンマン列車

アンパンマン列車は、四国を走っている列車で、アンパンマンの楽しい世界がイラストで描かれています。列車の中にもアンパンマンの絵がいっぱい。アンパンマンの歌も流れていて、楽しく遊べるプレイルームもあります。穴吹駅の窓口で指定席券を購入すれば、貞光駅から乗れます。



◆ 文化財・文化施設

旧永井家庄屋敷

所在地：貞光字西浦 37 番地 ☎ 62-2018



入 館：無料
 駐車場：あり（10 台）
 開館時間：
 9:00 ～ 17:00
 毎月第 3 水曜
 年末年始休館

町指定文化財の 1791 年建築の茅葺き屋根のお屋敷です。

南に切妻本瓦葺きの表門を開き、築地塀に囲まれた約 550 坪の敷地の中に、母屋、蔵やネドコ 2 棟等の建物群、また、井戸や鶴亀蓬莱庭園等、その歴史を今に伝えるたたずまいを色濃く残している。鶴亀蓬莱庭園（座視観賞式）の庭や、樹齢約 400 年といわれる御所柿も一度見てください。芝生のお庭も広く、のびのびとできます。木のテーブルといすもおいであります。

織本屋



所在地：貞光字町 83-2 ☎ 62-2009
 開館時間：9:00 ～ 17:00 入館：無料
 毎月第 3 水曜・年末年始休館

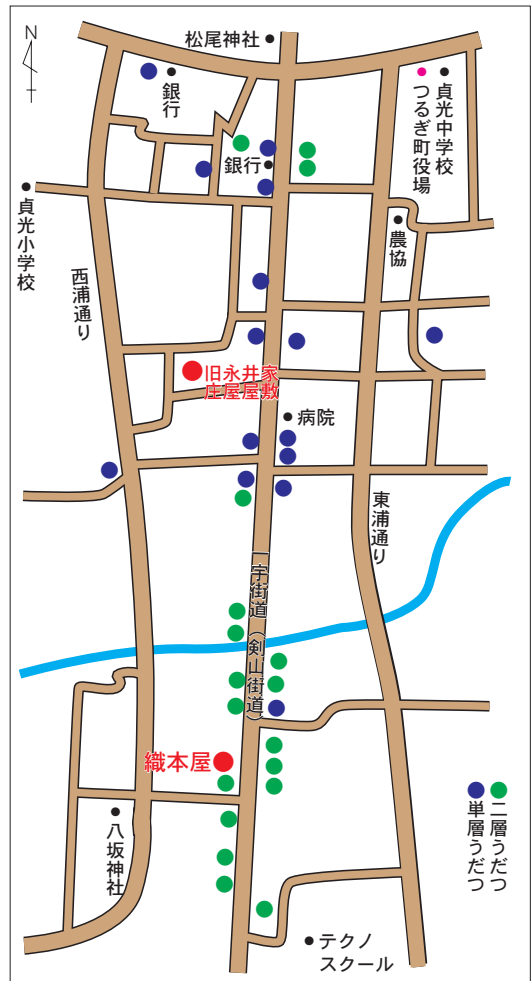
織本屋は、江戸時代の古いうだつの外観を維持しながらも、代々酒造業を営む商家として、隆盛を極めた町並みのさきがけとなった名建築です。平成 18 年 3 月に、国の登録文化財に登録されました。

二層うだつの町並み

貞光は、江戸中期以降の郷町で商業と交通の要衝として栄えてきました。昭和 30 年頃まで、山林の葉煙草の収納、繭、こんにゃくの収穫と引き換えに、農具・日用品・薬品などを購入する人々でにぎわいを見せていて、脇町とならんで二大商業地を形成していました。一字街道に沿う北町～南町への街路には商家が軒を並べ、うだつがその反映を象徴しています。今では、月に一度うだつの土曜祭を催し、にぎわっています。

貞光の卯建は "二層卯建" と呼ばれる全国的にも珍しいもので段になった防火壁に立派な屋根がある重厚な物です。

詳細は、つるぎ町役場商工観光課までお問い合わせください。☎ 62-3111



◆ 宿泊施設・レストラン

つるぎの宿岩戸

<http://ww81.tiki.ne.jp/~iwado/>



所在地：

一字字赤松 6-9

☎ 67-2826

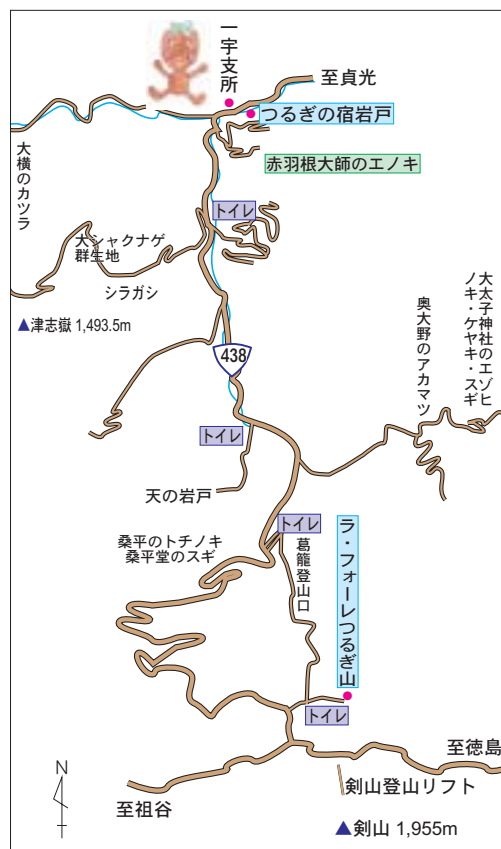
2007年8月にリニューアルオープン。剣山のふもと、清流のほとりにたたずむ真新しい憩いの空間です。

入 浴：11:00～21:00 まで

定休日：毎週火曜日（祝前日・祝日を除く）

入浴料：大人 400 円 小人（小学生以下）200 円
身体障害者 200 円 ◇4 歳以下は無料です。

レストランの営業時間：11:00～14:00 まで
15:30～21:00 まで



ラ・フォーレつるぎ山

<http://www.laforet-t.com/>



所在地：一字字葛籠 6198-2 ☎ 67-5555

駐車場：あり（50 台）

JR 貞光駅から徳島バス一字線剣橋下車、徒歩約 3 時間。
7～8 月は見ノ越までバスの運行がある。標高 1450 m の夫婦池の湖畔にあって、年間を通じて四季を満喫でき、登山・観光の拠点として便利。

チェックイン 16:00～チェックアウト 10:00

つるぎの宿岩戸とラ・フォーレつるぎ山の宿泊料金

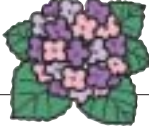
宿 泊	大 人	小 人
素 泊 ま り	4,500 円	3,500 円
一 泊 朝 食 付 き	5,200 円	4,200 円
一 泊 二 食	7,500 円	6,000 円

「小人」は小学生以下となります。4 歳未満のお子様（幼児）は入室人数に含みません。）

☆ 剣山の秋は、山の本々が真っ赤に染まります。カエデやナナカマドが黄色、橙、赤へと移りゆく様は、心を安らかに癒してくれます。そんな時期に合わせて、剣山のもみじ祭りが開催されます。色々なイベントが企画されます。剣山観光を進める会会員のお店であれば、福引や各種割引券、飲み物無料券などを配って秋の彩りに花を添えています。家族でゆっくり秋を楽しみましょう。

剣山観光を進める会 <http://www.turugisan.com>

つるぎ町の行事・イベント

月	行 事 ・ イ ベ ント	花
1 月	1日 午前零時天岩戸神楽 松尾神社 7日 祇園祭 八坂神社	
2 月		
3 月	1日 アメゴ釣り解禁	寒緋桜（ゆうゆう館前） 中旬 於安・柴内・江の脇の桜 下旬
4 月	上旬 於安パーク桜フェスティバル 下旬 桃花遊々 旧永井家庄屋敷敷 29日 太田ポンポコ祭 	吉良エドヒガン桜 上旬 三葉ツツジ（紫） 上旬 天日神社エドヒガン桜 中旬 萩生の山つつじ 中旬 於安鯉のぼり 中旬
5 月	1日 剣山お山開き 剣神社	川つつじ 上旬 半田ショウブ畑・津志獄 のシャクナゲ・さつき展 下旬
6 月	1日 アユ釣り解禁 つるぎ町 19日 アジサイ祭り 	
7 月	上旬 西瓜コンクール 中旬 土々呂の滝まつり 灌頂院 17日 剣山夏祭り 第3日曜日 貞光ぎおん夏祭り・花火大会	あさがおまつり 第3金・土曜日 
8 月	15～16日 貞光夏まつり阿波踊り大会 貞光中央商店街 繰り上げ音頭と廻り踊り大会	キレンゲショウマ 上旬
9 月	上旬 八坂神社八朔祭り 中旬 月花遊々 旧永井家庄屋敷	
10 月	町民運動会（第2日曜日） 1日～31日 剣山もみじ祭り （剣山観光を進める会）	剣山山頂紅葉始まる 中旬 菊花展（万福寺） 下旬
11 月		一字峡紅葉始まる 上旬 魚返り紅葉始まる
12 月		

詳細は商工観光課（☎ 62-3111）までお問い合わせください。

◆ 公 民 館

休日の子どもの居場所づくりの一環として、公民館では、小学生を対象とした様々な体験学習、講座などを開催しています。

施 設 名	住 所	お問い合わせ先
貞 光 中 央 公 民 館	貞光字西山 152-2	☎ 62-2074
太 田 公 民 館	貞光字太田西 131-1	☎ 62-2074（貞光中央公民館）
端 山 公 民 館	貞光字東丸井 5	〃
半 田 公 民 館	半田字木ノ内 136-1	☎ 64-3111（半田支所）
小野コミュニティセンター	半田字小野 91 番地 1	〃
八 千 代 公 民 館	半田字日開野 119	〃
一 字 公 民 館	一字字赤松 6 - 2	☎ 67-2803



半田公民館

半田公民館では、よりよい公民館活動による子ども達の健全育成に努めております。

☆土曜キッズカルチャー「すくすく」

充実しよう毎週土曜日。すくすくで新しい友達づくり。キッズカルチャーでいい趣味を見つけましょう。初学入門、作法、鑑賞等体験を通じてそれぞれの取り組み意欲を高めます。

講師：中本森八（日本美術連盟会員、示現会（洋画）会員、グラフィックデザイナー、俳人協会会員）

開催時間	内 容	対 象	会 費
9:00 ～ 11:30	子供絵画	4 歳～6 年	毎週／月 1,200 円
13:00 ～ 15:30	第1週 工作 折る 第2週 詠む 俳句 第3週 詠む 読書、感想 工作 切る 第4週 工作 創る、作る	1 年～6 年	毎週／月 1,200 円 単コース都度 300 円

☆すくすく子ども太鼓 毎週土曜 15:30 ～ 16:00 講師：中本森八

対 象：小学生～中学生

会 費：毎週／月 500 円

☆「ダンス教室」

ヒップホップダンスで楽しく体を動かしてダンスで自分を表現しましょう。

開催曜日：第1・第3金曜日 19:30 ～ 21:00

場 所：半田公民館2階大会議室

服 装：ダンスが踊れる服装、運動靴 受講料：1回 500 円

講 師：スタジオ ファン 森田光智子 先生

対象年齢：幼稚園以上



☆ケイキフラダンス

かわいい・楽しい・おもしろい・みんなでおどればもっと楽しい!!

動くの大好きな子大集合!!

開催曜日：毎週月曜日

場 所：半田公民館2階大会議室

時 間：17:30 ～ 19:00

受 講 料：1人 2,000 円（1 カ月）

服 装：ダンスが踊れる服装、運動靴

講 師：高橋恵美子先生（LADIESFIVE サテライト校）

対象年齢：3 歳～中学生まで

貞光中央公民館

☆子どもホリデースクール

貞光公民館では、休日の子どもの居場所づくりとしていろいろな分野の講座、教室を開催しています。

夏休み陶芸教室、工作など、年6回開催しています。

☆Go Go クッキング（料理教室）

簡単レシピで料理を楽しみましょう。料理をしながら、人とのふれあい、かかわりも楽しく学べる教室です。

対 象：小学生

受講料：300円～500円

開 催：年6回

太田公民館

地域の生涯学習の拠点となり、毎年4月には太田公民館を中心に、子供から老人までの幅広い層が参加したポンポコ祭りが開催されます。

一字公民館

☆IKEC 教室☆

ALTの先生による英会話教室です。レッスンは、歌、ダンス、絵本など様々な教材を手作りし、親子で楽しく英語にふれあえるよう、工夫しています。子供達は、英語を学ぶだけでなく、明るく優しい先生や友達と、一緒にレッスンするのが楽しくて、毎回レッスンがあるのを楽しみにしています。

日 時：第1・第3水曜日 17:00～18:00

対 象：1歳以上どなたでも

貞光子ども英語教室

ALTの先生による英会話教室です。レッスンは、歌、ダンス、絵本、アルファベット、会話などで、楽しく英語にふれあえるよう、工夫しています。

日 時：第2・4月曜日 18:30～20:00

場 所：就業センター小会議室

対象者：3歳（それより小さくてもかまいません）から小学生程度

第 4 章

子育てと仕事の両立のために

◆ 出産・育児への支援

出産育児一時金（家族出産育児一時金）

健康保険に加入している人とその家族、または国民健康保険に加入している人が、出産した時は、一児ごとに 420,000 円が支給されます。（産科医療保障制度に加入する医療機関等において出産した場合に限る。それ以外は 390,000 円）

☆ 双子や三つ子など多胎の場合は、人数分が支給されます。

☆ 給付の対象となる出産には、妊娠 4 ヶ月（85 日）以後の出産（早産）のほか、死産（流産）、人工妊娠中絶も含まれます。

支給申請書

医師、助産師の出産証明または市（区）町村長の出生証明等をうけます。

生まれたら病院の証明をもらってすぐに申請しましょう。

出産育児一時金の直接支払制度（医療機関等と制度合意書が必要）

平成 18 年 10 月から、医療機関等を受取人とする出産育児一時金（家族出産育児一時金）の事前申請ができるようになっています。対象は、被保険者（出産費貸付事業利用者を除く）で、一時金の支給を受ける見込みがあり、出産予定日まで 1 ヶ月以内の人または、出産予定日まで 1 ヶ月以内の被扶養者を有する人です。希望する被保険者は、受取代理専用の出産育児一時金請求書（事前申請用）を保険者に提出します。実際の分娩の費用が 420,000 円以上の場合は差額を被保険者が負担し、420,000 円未満の場合は、差額は保険者から、被保険者に払われます。

出産手当金

被保険者（任意継続被保険者を除く）が出産のため仕事を休み、給料をうけられないときは、出産手当金が支給されます。支給期間は、出産日（出産予定日より遅れた場合は予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から、出産日後 56 日までの間で、支給額は欠勤 1 日につき、標準報酬日額の 3 分の 2 です。給料をうけていても出産手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。

なお、出産手当期の支給期間中に傷病手当金の要件も満たす場合は、出産手当金が優先し傷病手当金は支給されません。

出産手当金支給申請書

事業主の証明、医師等の意見をうけます。

※上記は保険者によって違ってきますので、それぞれの保険者、または下記に問い合わせください。

日本年金機構阿波半田年金事務所 ☎ 64-3474

本庁税務国保課 ☎ 62-3113

半田支所税務国保課 ☎ 64-3111

一宇支所総務税務課 ☎ 67-2111

産前産後休暇

いわゆる「産休」と呼ばれるものですが、これは働く妊婦が会社の規定などに関係なく、誰でも取得できる権利です。産前は、出産予定日の6週間前（多胎の場合は14週間前から）、産後は、8週間の休暇を取得することができます。ただし、医師の証明を付ければ6週間目から仕事に復帰することが可能です。職場の担当者を通じて事業主に請求します。

お問い合わせ：徳島労働局 ☎ 088-652-9163

育児休業

子どもが満1歳になるまでは、母親、父親のどちらでも希望する期間を休業できる制度です。また、休業しないで、勤務時間短縮などの措置は、満3歳まで利用することもできます。各職場の担当者を通じて事業主に申し出ます。

お問い合わせ：徳島労働局 ☎ 088-652-2718



社会保険料免除

満1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した場合、事業主に申し出ることにより社会保険料（健康保険、厚生年金保険）が免除されます。

育児時間

子どもが満1歳になるまでは、母親は授乳、搾乳、育児などのために1日2回少なくとも30分ずつの育児時間を請求することができます。時間帯や有給か無給かは、勤務先の就業規則等によります。

保育所

保護者が仕事や病気などの事情で、昼間子どもの保育ができない場合で、かつ同居の親族やその他の者が保育できないと認められる場合、保育所で乳幼児を保育します。

つるぎ町には、現在2つの町立保育所があります。

保育所	住 所	定員	対象児	電話番号
貞光保育所	貞光字西山 150	70 人	6 ヶ月～3 歳児	62-2179
半田保育所	半田字田井 487-2	70 人	6 ヶ月～3 歳児	64-3607

入所受付期間

●新年度（4月1日）

入所申込受付…1月4日～1月31日まで（1月号広報でお知らせ）

途中入所…随時（それぞれの保育所の定員が超えた場合は第2希望の保育所への入所となることがあります。）

入所できる条件

幼児の保護者（両親）及び同居の親族が次の基準にが次のいずれ



かに該当するなど、十分に保育できない場合に限られます。

- ①家庭外労働 ②家庭内労働 ③母親の出産等
- ④病人の介護等 ⑤家庭の災害 ⑥その他保育に欠ける家庭の児童

●添付書類

- 前年度分市町村民税課税証明書
- 前年分の源泉徴収票（給与所得者）
- 就労等証明書（パート、内職の方）

●保育料

保護者の所得に応じて算出されます。

【減額】同一世帯から2人以上の児童が、保育所・幼稚園に入園している場合において、次のように減額されます。

幼稚園児から数えての順序	算 出 方 法
第1子	保育料徴収金額（保育料月額）の定額
第2子	保育料徴収金額（保育料月額）× 0.5
第3子以降	保育料徴収金額 0円

例

	小学生		幼稚園		幼稚園
1人目	幼稚園				幼稚園
2人目	幼稚園	➡ 半額		保育所	➡ 半額
3人目	保育所	➡ 0円		保育所	➡ 0円

小学生を上として、4人の子どもがいる場合でも、幼稚園児を1人目と数え、以下、2人目、3人目と数えます。

お問い合わせ・お申し込み：本 庁 福 祉 課 ☎ 62-3116
 半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111
 一宇支所住民福祉課 ☎ 67-2111

めざす子供像

- ①健康で基本的生活習慣が身についた子ども
- ②豊かに感じ表現できる子ども
- ③自分で考え、意欲的に取り組む子ども
- ④人の話を聞き、思っていることを話せる子ども
- ⑤仲間を大切にし、仲間と一緒にのびのびと遊べる子ども
- ⑥自然に親しみ、関心を持つ子ども

保育所の一日の生活の流れ

0・1・2・3歳児共通

7:30～8:30 時間外保育

8:30～9:00 一般登所、健康状態の観察、持ち物整理

9:00～9:15 排泄、手洗い



0・1・2歳児

9:15～10:00 朝のおやつ、うがい

10:00～11:00 年齢に応じた保育活動

11:00～11:20 排泄、手洗い

11:20～12:00 食事

12:00～12:30 歯みがき、お昼寝準備

12:30～お昼ね

3歳児

9:15～10:00 年齢に応じた保育活動

11:00～11:20 排泄、手洗い

11:20～12:00 食事

12:00～12:30 歯みがき、お昼寝準備

12:30～お昼ね



0・1・2・3歳児共通

15:00～15:15 目覚め、着替え

15:15～15:30 3時のおやつ、うがい

15:30～17:00 遊び

17:00～19:00 時間外保育



☆これは、一つの保育所の例であって、すべての保育所が同じではありません。

幼稚園

幼稚園とは

幼稚園は、子どもがはじめて出会う学校です。

☆ 学校教育のスタートは、幼稚園から

- ・「学校」というと小学校からと思いませんか。幼稚園も学校教育法に基づく「学校」です。
- ・4歳から小学校入学前までの子どもは、全国どこでも共通の教育課程（「幼稚園教育要領」文部科学省告示）に基づく教育でおこなわれます。

☆ 遊びは重要な学習です。

- ・幼稚園は、遊びを大切にした教育を行っています。この時期に思い切り遊ぶことで、その後の遊びや創造性が豊かになると言われています。
- ・このため、幼稚園では、小学校以降の教育と異なり、教科書を使わず「遊び」中心の活動を行っています。これらの遊びは、「国語」や「算数」などと同じように子どもの将来にとって重要な学習なのです。

☆ 道徳性の芽生えを培う

- ・幼稚園から高校の段階までを見通して、平成12年4月から実施されている新しい幼稚園教育要領では、良いことや悪いことの区別、他者への思いやりや社会的ルールを育てるなど心の教育を充実しています。
- ・先生は、一人ひとりの子どもをよく理解し、子どもが自ら気づき、考えることを大切にしながら、集団生活を通して道徳性の芽生えを培うように指導をしています。

教育目標

豊かな生活経験を通して、心身共に健康で調和のとれた人間形成の基礎を培う。

めざす幼児像

- ① 健康で、明るい子ども
- ② 工夫し、よく考える子ども
- ③ 友達を大切にする子ども
- ④ 話を聞き、自分の思っていることを話せる子ども
- ⑤ 豊かに感じ、表現できる子ども

何歳から入園できるのですか？

満4歳以上から小学校就学始期に達するまでの子どもが対象です。

入園手続き、募集

入園については、10月中旬に教育委員会から幼稚園入園指定通知書と幼稚園入園願書が対象児の保護者あてに送付されます。入園を希望される幼稚園に入園願書を提出します。入園指定幼稚園を変更される場合は印鑑を持参のうえ、教育委員会へ手続きにお越しください。

入園に関することは、各幼稚園またはつるぎ町教育委員会（☎62-2331）へお問い合わせください。

保育料

入園料：2,000円、保育料：2,700円／月

給食費 1食270円 そのほかに、PTA会費、絵本代などがかかります。

幼稚園に2人以上子どもがいる場合の保育料の半額制度

幼稚園に1世帯から2人以上の在園児がある場合には、2人目以降は半額になります。

就園奨励費

・就園奨励費制度とは？

経済的な理由によって、就園が困難であり、教育委員会が認めたもの又は特別な事情があると認めた世帯に入園料及び授業料の減免することができる制度です。

・受給資格は？

つるぎ町内に在住し、町立幼稚園に通園させている保護者で、授業料の支払いが困難な方です。

・申請方法と提出先は？

申請を希望される方は、通園している幼稚園で申請書を受け取り、必要事項を記入し、通園している幼稚園に提出してください。

幼稚園の教育、保育時間

月～金曜日 8:30～15:00

7:30～8:30

8:30～9:00 登園

9:00～10:30 持ち物の始末をする。出席カードにシールを貼る。当番活動をする等。

10:30～11:40 興味のある活動に取り組む。片付けをする。

11:40～12:30 園全体及びクラスでの活動。

12:30～14:50 給食（手洗い、準備、食べる、片付けをする、歯磨きをする。）

14:50～15:00 興味のある活動に取り組む。

15:00～ 降園準備、降園指導

※なお、教育内容は原則的に同じですが、各幼稚園の特色など若干の違いがありますのでご了承ください。

つるぎ町立幼稚園一覧

	幼稚園名	所在地	電話番号	年齢
1	半田幼稚園	つるぎ町半田字田井 289 番地	64-3049	満4歳児 満5歳児
2	貞光幼稚園	つるぎ町貞光字野口 66 番地	62-2538	満4歳児 満5歳児
3	太田幼稚園	つるぎ町貞光字太田西 107 番地	62-5777	満4歳児 満5歳児
4	古見幼稚園	つるぎ町一字字太刀之本 5 番地 4	67-2311	満4歳児 満5歳児



放課後児童クラブ（げんきっこクラブ）とは？**放課後児童クラブとは？**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の7の規定に基づき、保護者が就労等により昼間及び放課後家庭にいない児童に対し、授業の終了後に、空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るための施設です。

つるぎ町には現在3ヶ所放課後児童クラブがあります。

	放課後児童クラブ名	定員	所在地	対象児童
1	貞光げんきっこクラブ	80名	貞光字野口87番地 貞光小学校敷地内 ☎62-5230	貞光小学校1年～3年生 貞光幼稚園児
2	太田げんきっこクラブ	20名	貞光字太田西107番地 太田小学校敷地内 ☎62-5777	太田小学校1年～3年生 太田幼稚園児
3	半田げんきっこクラブ	60名	半田字田井289番地 半田幼稚園内 ☎64-3049	半田小学校1年～2年生 半田幼稚園児

利用対象

児童の保護者が次のいずれかに該当する場合に利用できます。

- ①就労 ②病気等により入院または療養中 ③病気の家族の介護等
- ④その他昼間家庭において保育することができない家庭

開設日及び開設時間

- ・月～金曜日：放課後（降園後）から午後6時まで。
土曜日（第2土曜日を除く）：午前8時から午後6時まで。
長期休暇（春休み・夏休み・冬休み）期間及び休校（園）日：午前8時から午後6時まで。
 - ・休日：毎月第2土曜日・日曜日・祝日・12月29日から翌年の1月3日まで。
天候等で臨時休校（園）となった日。
- ※そのほか、町長が特に必要があると認めた場合は変更することがあります。

利 用 料

- 無料（平成22年4月現在において）
- 保護者負担実費（活動に係る教材費及びおやつ代）
月額3,000円（児童1名につき）。
- 保護者会費
年額2,000円（児童1名につき）。

利用申込期間

- ・新年度（4月1日）利用…1月下旬から2月中旬の期間（広報でお知らせ）
- ・年度途中利用…随時（定員制限がありますので、各放課後児童クラブまたはつるぎ町教育委員会までお問い合わせください。定員を超えた場合は、待機となります。）

利用申込み

- ・提出書類：利用申込書（児童1名につき1部）
 - ・添付書類：就労証明書等
- 利用申込書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて利用を希望する放課後児童クラブまたはつるぎ町教育委員会までお申込みください。
- 利用申込書等は、各放課後児童クラブまたはつるぎ町教育委員会にあります。

お問い合わせ：各放課後児童クラブ・つるぎ町教育委員会 ☎62-2331

一日の生活の流れ

平日（月～金まで）	土と長期休み（春、夏、冬休み）
14:30 登所する（小学生） 宿題をする 15:00 登所する（幼稚園児） おやつを食べる （小学生は宿題が終わってから） 15:30 歯みがきをする 15:40 片付け、そうじをする 雨天時—室内遊び 晴天時—戸外遊び 16:40 降所準備 花の水やり （16：30 頃より随時降所） 17:00 テレビ、ビデオ視聴 18:00 全員降所	7:50 随時登所 宿題、読書をする 10:00 おやつを食べる 10:30 室内遊び 片付け 12:00 お弁当を食べる 着替え、体操 13:00 プール（夏休み） 戸外遊び（春、冬休み） 14:00 昼寝をする（夏休み） 起床 戸外遊び（春、冬休み） 15:00 おやつを食べる、はみがき 15:30 室内遊びと戸外遊び 16:30 降所準備、花の水やり （随時降所） 17:00 テレビ、ビデオ視聴 18:00 全員降所



第 5 章

子育ての支援

◆ 子育て支援センター

地域の児童福祉施設として、育児のノウハウを知っている保育所を開放して、育児に関する相談や、指導を行います。下のようなことをして在宅の子育てを支援しています。

園庭や遊具の開放

広い園庭で遊んだり、遊具を使って遊んだりできるよ。



季節の行事

遠足や運動会、七夕やクリスマス会など、保育所のお友だちも一緒にすることもあります。



季節の楽しい工作

おひなさまやこいのぼりなど、楽しく工作します。絵の具を使うこともあるよ。



紙しばいや歌

教室で歌を歌ったり、絵本や紙しばいを読んでくれたりするよ。

チビッコわんぱくひろば

ご家庭で子育て中の保護者やお子さんの交流の場、憩いの場として、月2回ほどイベントを開催しています。また、平日にはホールや園庭を開放していますので、お気軽に遊びに来てください。

場 所 貞光保育所

日 時 毎月第1・第3水曜日
9:30～11:00

対象年齢 1歳から3歳の家庭で保育されている
お子さま

会 費 無 料

活動内容 工作、絵の具、夏祭り、おやつ作り、
絵本のよみきかせ等。

連絡先 ☎ 62-2179



おひさまランド

子どもたちが「生き生きと遊べる場」、保護者の皆さまが「子育てが楽しいと感じられる場」として、月2回開催しています。平日もいつでも解放していますので、ご家庭で子育てに奮闘中の皆さま!! ちょっとのぞいて見ませんか。

場 所 半田保育所

日 時 毎月第2・第4金曜 9:30～11:00

対象年齢 1歳児～3歳児とその保護者



会 費 無 料

活動内容 親子で製作、リズム遊び、保育所の活動に参加、園庭で遊ぶなどです。

連絡先 ☎ 64-3607

○地域子育て支援拠点事業（センター型）

0歳から未就園児とその保護者間の交流を深める取り組みとして実施しています。

平日開放していますので、直接保育所へお問い合わせください。

◆ 子育て応援団「つるぎっこ」

子育て応援団「つるぎっこ」とは、子育てサポーター養成講座で勉強し、今、あらためて子育てを社会全体で支えることの大切さを感じ、子育て中のお父さんお母さんに私達ができるお手伝いをしたいと思った者の集まりです。子ども達の笑顔を見たい、そのためにも、お父さんお母さんに笑顔になってもらい、子育ての楽しさを味わってもらいたいと思います。

活動内容

子育て応援広場「つるぎっこ」の運営の他にもいろいろなサークルに出向き、絵本のよみきかせ、手遊びをしたり、子守りやお母さん達の話し相手や相談にのります。内容によっては、各機関とのパイプ役もできると思います。

◆ 子育て応援広場「つるぎっこ」

場 所 ハイツ和光

日 時 毎月第2木曜日 9:30 ～ 11:30

お問い合わせ つるぎ町役場福祉課（☎ 62-3116）



▲ 2006年わんぱく広場こひつじクラブ合同クリスマス会にて、発足後、はじめての支援活動をしました。（貞光キリスト教会2階にて）



▲ 一宇なかよしクラブへ訪問。手遊びなどをして楽しく遊びました。（一宇公民館にて）



▲ 楽しく手遊びをしています。

◆ 子育て支援短期利用事業

児童の養育が一時的または恒常的な残業等の事由により困難となった家庭で他に養育する者がいない場合で町長が必要と認めた場合に利用できます。

- ショートステイ…児童の養育が保護者の疾病・出産・看護・事故・災害などで困難になった場合、児童を福祉施設で一時的に養育します。
- トワイライトステイ…保護者が仕事などで帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設で一時的に養育します。
- 休日預かり…保護者が疾病、仕事等により、休日において養育が困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育します。

施設名	所在地	電話番号
徳島児童ホーム	徳島市川内町大松 837- 1	088-666-2828
阿波国慈恵院	徳島市福島 1 丁目 6-62	088-652-6649
加茂愛育園	三好郡東みよし町加茂 2041	0883-82-3147

お問い合わせ・申し込み先：本 庁 福 祉 課 ☎ 62-3116
 半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111
 一字支所住民福祉課 ☎ 67-2111

◆ 病児・病後児保育

- 病気回復期で保育所・幼稚園・学校での集団生活が困難で、保護者が勤務・病気・事故・出産等の理由により家でも看護ができないとき、お預かりします。

【対象年齢は、小学校 3 年生までのお子さんです】

名 称	所在地・電話番号	保育時間	費 用
病児保育所 みーま	美馬市脇町字拝原 1774-6 としま小児科内 ☎ 0883-53-6011	8:30 ～ 18:00 (土曜日は 17:00 まで) 休み→木・日・祝日	2,000 円／日

○手続き…当日朝 7：30 から電話で予約をし（前日予約可能）来院して申請書を書く。

連日利用は 7 日以内です。

○準備物…健康保険証、印鑑、着替え、おむつ、食事（離乳食、ミルク、お弁当）、飲み物、おやつ。

※かかりつけの病院で処方された薬があればその薬も持参してください。

○受け入れ人数…3 人

お問い合わせ：本 庁 福 祉 課 ☎ 62-3116
 半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111
 一字支所住民福祉課 ☎ 67-2111



◆ 一時預かり事業

● 一時預かり事業とは

育児中保護者が、仕事の都合、家庭の都合や事情により、継続的にまたは一時的に家庭の保育が困難な場合に、保育所で一時的にお預かりする事業です。

● 事業の内容

1. 保護者の就労形態により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育所において預かることが必要となる児童に対しての保育（1週間に3日以内です。）
2. 保護者の傷病・入院・出産・冠婚葬祭等または家族の看護もしくは介護により、緊急かつ一時的に保育が必要となる児童を対しようとした保育（1ヶ月に14日以内です。）
3. 保護者の育児疲れの解消またはその他の私的な理由により、一時的に保育が必要となる児童の保育（1ヶ月に2回を限度として保育を行います。）

● 実施保育所及び定員

貞光保育所 3人（申込先着順）
半田保育所 3人（申込先着順）

● 対象児童

町内に居住する者のうち、町内に保育所に入所していない満1歳以上から幼稚園入園前までの児童です

※お預かり当日、下痢・発熱・感染病等の症状が疑われる場合には保育できませんので、ご了承ください。

● 利用期間

月曜日～金曜日 8:30～17:00（1日利用）
4時間以内 （半日利用）

※希望により、18:30まで延長することができます。（申請時に申し出必要）

※土曜日・日曜日、祝・休日、年末年始、その他保育所で行事等がある場合はお休みです。

● 利用方法

利用しようとする3日前までに、直接保育所に申し込みください。申請書等は、各保育所に備え付けています。

● 一時預かり利用料

1日利用 2,000円
半日利用 1,000円

※ただし、市町村民税非課税世帯・生活保護世帯については、利用料が半額になります。

※利用当日現金にて納入してください。

● 申込み・お問い合わせ

貞光保育所 ☎ 62-2179
半田保育所 ☎ 64-3607

第 6 章

子育てサークル

つるぎ町には、3つの子育てサークルがあります。子育てサークルとは、乳幼児とそのママ達が、定期的に集まって、親子で自由に遊んだり、情報交換をしたり、悩みを打ち明けたり、自分達で子育てを楽しもうという目的で結成される子育てグループのことです。どのサークルも、対象地域はつるぎ町、対象は、妊娠中～幼稚園就園前までです。みんなで、集まって楽しく子育てをしましょう。



こひつじクラブ (こひつじ文庫)

場 所：貞光キリスト教会 2 階

日 時：原則第 1 木曜日 9:30 ～ 12:00

第 3 木曜日 10:00 ～ 14:00 (一緒にランチ)

こひつじ文庫は

第 1・3 木曜日 15:00 ～ 17:00 (16:00 読み聞かせ会)、

第 1・3 土曜日 15:00 ～ 17:00 に開いています。

幼稚園や小学生のお友だちも利用できます。

対象年齢：妊娠中のお母さん～幼稚園就園前 (こひつじ文庫は誰でも借りられます。)

対象地域：近隣市町村

会 費：なし (イベントの時のみ必要)

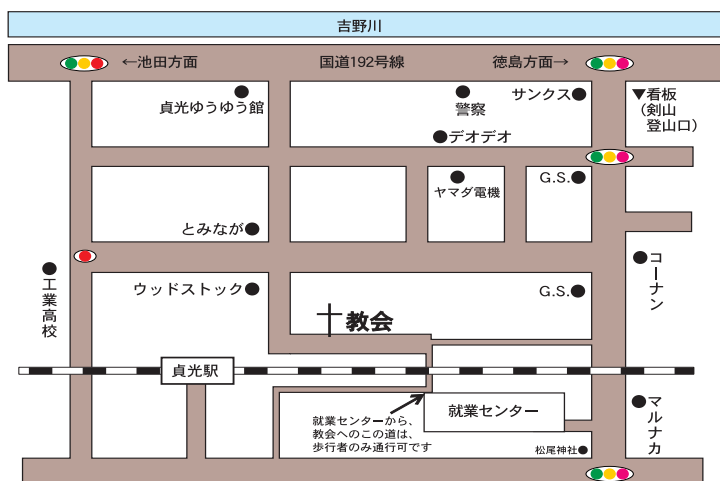
連 絡 先：木下則子 (☎ 0883-62-3097) mail : kohitsuji@sadamitsu.jp

HP:<http://www.sadamitsu.jp/kohitsuji.html> 携帯サイト :<http://sadamitsu.sl.bindsite.jp/>

活動内容：絵本の読み聞かせ、お菓子作り、いもほり、くりひろい、講演会、マジック、歌のコンサート、英語で遊ぼう、クリスマス会などの企画もします。

～メッセージ～ 大型絵本、紙芝居、絵本、児童書など 2,000 冊をそろえ、貸出やよみかせ会をしています。また、手作りのおかしでティータイムや、月に 1 回は、いっしょにランチをしています。

どうぞ遊びに来てください。



ぴよぴよクラブ

場 所：半田公民館 2 階婦人室（つるぎ町役場半田支所）

日 時：毎週火曜日 10:00 ～ 12:00

会 費：なし

連 絡 先：半田公民館 （☎ 64-3111）

～メッセージ～

子どもはもちろんお母さんの憩いの場として、和気あいあいと楽しく行っています。気軽に遊びに来てください。



なかよしクラブ

場 所：一字公民館

日 時：第 1・第 3 火曜日 10:00 ～12:00

会 費：子ども一人につき月 100 円

連 絡 先：葛籠 ☎ 67-5432

～メッセージ～

なかよしクラブは子どもたち、そして保護者の方が楽しい時間を過ごすためのクラブです。友だちとのふれあいの場、保護者同士の交流の場となるよう活動していきたいと思っています。ぜひ遊びに来てください。



第 7 章

小学校、中学校について

◆ 学校教育目標

小学校 学校教育目標

(各学校で、重点目標、活動等違いがあります。)

- ◎ 人間尊重の精神を基盤とし、21 世紀に生きる人間性豊かな児童を育てる。
 - 教師やなかまと出会い、自分と出会うことをとおして、誠実に生きることが大切にさせる。
 - 学ぶことをとおして世界を広げ、学ぶことの価値や意味に気づかせる。
 - 全ての人にとって幸せな6年間をつくりだす「学びの共同体」としての学校とする。
- ◎ 教育の理念とめざす学校像
「学びの共同体」としての学校
 - 子どもたち一人一人に、未来の夢と希望と可能性を教え育てる学校
 - 子どもたちが、おちついて安心して生活し学べる学校
 - 子どもによりそい、子どもたちと教師、教師たち相互が誠実に向かいあい、学び育つ学校
 - 子どもにつながる保護者や地域の人々とともに学び、育ちあう学校
- ◎ めざす児童像
 - やりぬく子…丈夫でよくはたらく子
 - 考える子…すすんでよく学ぶ子
 - たすけあう子…心豊かに支えあう子



中学校 学校教育目標 (各学校で重点目標、活動等違いがあります。)

人権尊重の精神に富み、豊かな心をもった、自主的・創造的実践力のある、知・徳・体の調和のとれた、たくましい人間を育成する。

目指す生徒像

- 自ら学ぶ生徒…自ら学び自ら考え、主体的に判断する生徒
- 思いやりのある生徒…常に相手の立場に立って考え、行動する生徒
- 全力投球する生徒…目標を持ちその日その場で、全力で取り組む生徒

そのために

- 生徒一人ひとりを生かし、教育に情熱を燃やす教師
 - 研修に励み、指導力向上に努める教師
 - 地域や生徒の実態をふまえ、理想を高く掲げ努力する教師
- 互いにわかり合うことが手をつなぐことです。
共に心豊かなたくましい子どもを育てましょう！

小中学校に入学するとき

町内に住所がある家庭の児童、生徒は、教育委員会が指定する小学校、中学校に就学します。(就学学校名、入学期日をお知らせする入学通知は、1月1日現在の住民登録に基づいて、保護者に通知します。)

入学通知書の記載事項に誤り、変更がある場合や通知が届かない場合は、教育委員会事務局へご連絡ください。

町外の学校へ転校するとき

- ①住民課で住民移動届の手続きをしてください。
- ②在学していた学校で「在学証明書」と「教科用図書給与明細書」をもらいます。
- ③その後転居先の教育委員会事務局へ行き、入学する学校の通知書をもってください。

小中学校の費用

教材費、給食費(1食270円、中学校は1食290円)、PTA会費などあります。

就学費用のことで困っているとき

義務教育の児童、生徒のいる保護者で経済的に困っている方に、学用品費、給食費などを扶助し、お子さんの就学を援助する制度があります。

申請には、就学援助申請書が必要です。援助を必要とする場合は、申請書を現在通学している学校へ提出してください。

認定委員会において、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる場合に認定され、援助されます。

お問い合わせ：教育委員会 学校教育課 ☎ 62-2331 FAX62-2412

スクールカウンセラー

子どもさんの学校生活に関するさまざまな心配事(不登校・いじめ・問題行動等)のご相談に応じます。心配なことや気になっていることについて、話をお聴きしながら、一緒に考えていきます。保護者の方のみのご相談でもけっこうです。

ご相談の内容によっては、適切な機関への紹介もします。

○相談受付

対象となる学校：貞光中学校・半田中学校

貞光小学校・太田小学校・半田小学校・古見小学校

木曜日 10:00～18:00 時間外でも相談に応じます。(原則)

※ 夏休み等は時間の変動あり

お問い合わせ：各学校の担任の先生、もしくは教頭先生等

小・中学校の所在地について

小学校の所在地

小学校の名称	所在地	電話番号
半田小学校	半田字田井 289 番地	64-2058
八千代小学校	半田字下喜来 1 番地	65-0002
貞光小学校	貞光字野口 87 番地	62-2039
太田小学校	貞光字太田西 107 番地	62-2024
古見小学校	一字字太刀之本 5 番地 4	67-2311

中学校の所在地

中学校の名称	所在地	電話番号
半田中学校	半田字田井 282 番地	64-2013
貞光中学校	貞光字中須賀 52 番地	62-2104

貞光小学校 ことばの教室

ことばの教室とは、通級指導教室のことで、通常の学級に在籍したまま、必要に応じた特別の指導をきめ細やかに、弾力性を持って提供する教育です。ことばの教室に通う子ども達は、次のような「ことば」や「学習」についての心配をもって、個別指導を受けながら、その改善のためにがんばっています。

- (1) 発音されていることばについての心配 例：さかな→ちゃかな、たかな
- (2) ことばのリズムがとりにくい
- (3) 語彙が少なく、思っていることを上手くことばで表せない。人とのことばのやりとりがうまくつながらない。言い誤りが多い。など
- (4) 人との関わりが苦手で、コミュニケーションがうまくとれない。
- (5) 学習の中で、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち、特定のものの習得に困難性が見られる。

「ことばの教室」は、このようなことばの発達や学習の支援に関する相談機能的な役割も担っています。このような相談は、もちろん専門医に診ていただくことが必要なケースもあります。しかし、学校での子ども達の生活（担任の先生や友達など）とつながりを持ち、学校生活全体での支えの一つになることでは、「ことばの教室」が必要だと考えています。

「ことば」は、私達が他の人とつながるための大切な手段の一つです。でも、それは、手段だけに終わらず、「心」をのせて「ことば」以上のものを伝えます。もし、ほんの少し発音しにくい音を気にして、「ことば」をのみこんで相手に伝えられなかったら、それは「心」をのみこんでしまったこ

とになります。そののみこんでしまった「心」は、重く子どもの中にしずんでしまうかもしれません。また、ちょっとした特別な支援があれば、学習に向かいやすくなり、自信を大きく膨らますことができるのに、分からないことが重なりと自信をなくし、学習がおもしろくないと感じてしまうかもしれません。

「ことばの教室」では、それぞれのことばの状態に対して改善を図る練習に取り組みながら、子ども達が「心のことばにのせて」話せるように、また、個別に学習支援することによって、学習に対する苦手意識を軽減し、自己肯定感が高められるように、学校全体で配慮してもらったり、保護者の方ともいっしょに考えあったりしています。

お問い合わせ 貞光小学校 ☎ 62-2039

子育て中のお父さんお母さんへのメッセージ

特別支援教育は特別な教育ではなく、一人一人の子どもに、それぞれのニーズに合った教育的な支援をしようという考えが基になっています。幼稚園や小学校には、それぞれ特別支援教育コーディネーターがあり、相談にのってくれますし、巡回相談員の先生は、要請があれば保育所へも出向いてくれます。また、最近は言語聴覚士さんのいる医療機関も増えています。

「大切な子どもを、傷つけないで。大切なお母さんも傷つかないで。」最近コマーシャルで耳にする言葉です。子育てに悩みはつきものですが、悩みを抱え込んでしまったり、子どもにきつくあたったりすることは、子どもにとってもよくありません。何か心配なことがありましたら、どうぞ気軽にご相談ください。

発達障害とは

L D 聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に困難がある認知の障害

漢字がなかなか覚えられない 不器用だってよく言われる…

一緒に遊びたいけどルールがよく分からない

ADHD 衝動性、多動性、不注意を特徴とする行動の障害

じっとしているのが苦手 しまった！また忘れ物 順番が待てないんだけど

高機能自閉症 ことばの発達の遅れ、対人関係や社会性に障害、興味や関心が狭く、特定のものにこだわる

急に変更しないで、混乱するよ 冗談がよく分からない

もっと僕の好きな鉄道の話、聞いてよ

アスペルガー症候群 ことばの発達に遅れはない、高い能力と社会性の発達のアンバランス、パターン化した行動、興味や関心の偏り

どうやって友人を作ればいいのかな 相手の気持ちがよくわからない

自然な振る舞いって難しいな…

発達障害などの早期からの気付きと支援は、子どもの成長発達に効果的です。本人の障害特性は、「性格の問題」「努力不足」「親の躾が悪い」などが原因ではありません。正しい理解と知識をもち、子どもの困っている状態に眼を向け、子どもからのサインを見逃さないようにしましょう。

NPO 法人徳島発達障害ケアマネジメント協会

「あなたと私の生活ハンドブックー発達障害の子ども達と歩むために」参照

相談機関、医療機関

	機関名	住 所	電話番号
福祉関係機関	美馬保健所	美馬市 穴吹町穴吹字明連 23	0883-52-1017
	西部こども女性相談センター	美馬市 穴吹町穴吹字明連 23	0883-55-3323
言語聴覚士の いる病院	三野田中病院	三好市 三野町芝生 1242-6	0883-77-2300
	ホウエツ病院	美馬市脇町猪尻 八幡神社下南 130-3	0883-52-3111
専門的な医療、相談等 ができる機関	宮内クリニック	徳島市 名東町 2 丁目 659	088-633-5535
	宇高耳鼻咽喉科医院	名西郡石井町 石井字石井 635-29	088-675-0750
	徳島大学病院小児科	徳島市蔵本町 2-50-1	088-633-7132
	徳島大学病院耳鼻咽喉科(小児 言語外来)	徳島市蔵本町 2-50-1	088-633-7166
	徳島大学病院神経内科	徳島市蔵本町 2-50-1	088-633-7207
	徳島大学病院精神科神経科・心 身症科	徳島市蔵本町 2-50-1	088-633-7128
	徳島県立総合教育センター特 別支援課	板野郡板野町 犬伏字東谷 1 - 7	088-672-5200

(一例です。詳しくはご相談ください。)

つるぎ町スポーツ少年団

スポーツ少年団とは、スポーツを通じて青少年のからだところを育て、一人でも多くの青少年にスポーツのよろこびを与えることを目的としています。

つるぎ町内にも8つのスポーツ少年団があり、それぞれの団体においてスポーツ活動やレクリエーション活動を行っています。

少年、少女のみなさん、自分がやってみたいスポーツ少年団に加入し、スポーツを楽しみましょう！

(平成22年12月1日現在)

団 体 名	代表者名	連絡先
貞光少年野球クラブ	折 目 哲	62-4593
半田スポーツ少年団（野球）	三 歩 一 春 夫	64-2907
貞光少年サッカークラブ	鹿 耳 正 剛	62-2564
貞光ミニバスケットボールクラブ	辻 智	62-2191
半田剣道教室	大 川 功	64-2181
一字剣道教室	西 岡 隆 英	64-3271
少林寺拳法	庄 野 雅 巳	64-2031

☆詳細については、各スポーツ少年団に問い合わせてください。



スポーツ施設

施設名	所在地	利用種目	供用日・利用時間	利用申し込み	使用料
貞光中学校 体育館	貞光字 中須賀	バレーボール コート 2 面 バスケット コート 2 面 バドミントン コート 2 面 卓球	平日 17 時～ 21 時 30 分 休日 9 時～ 21 時 30 分 但し、学校行事・町行 事優先	申請者は大人に 限ります。 使用日の 1 ヶ月 前から 8 日前ま で 教育委員会 ☎ 62-2331	つるぎ町学 校施設管理 条例に基づ く
つるぎ町 スポーツ センター	半田字 田井 202	バレーボール コート 2 面 バスケット コート 2 面 卓球	平日 17 時～ 21 時 30 分 休日 9 時～ 21 時 30 分 但し、学校行事、町行 事優先	申請者は大人に 限ります。 使用日の 1 ヶ月 前から 8 日前ま で 教育委員会 ☎ 62-2331	つるぎ町ス ポーツセン ター条例に 基づく
つるぎ 町民プール	半田字 田井 66-1	水泳	夏期休業期間 (7/21 ～ 8/31) 13 時～ 15 時 半田小・中学校以外の 園児、児童及び生徒が 利用する場合は保護者 又はそれに替わる者の 同伴が条件。 15 時～ 18 時 小学生以下が利用する 場合は、保護者又はそ れに替わる者の同伴が 条件。	受付にて申請す る名簿に氏名連 絡先を記入（小 学生以下は保護 者同伴が条件）	無 料
貞光ゆうゆ う館隣接ゆ う ゆ う ス ポーツ広場	貞光字 大須賀	テニスコート 2 面 テニス壁打ち バスケット 3 オン 3 コー ト	9 時～ 22 時 定休日 毎週水曜日 毎週火曜日 15 時以降	受付時間 9 時～ 19 時 30 分 道の駅窓口にて	次頁の表を 参考



貞光ゆうゆう館隣接貞光ゆうゆうスポーツ広場

受付：1ヶ月前より予約可能

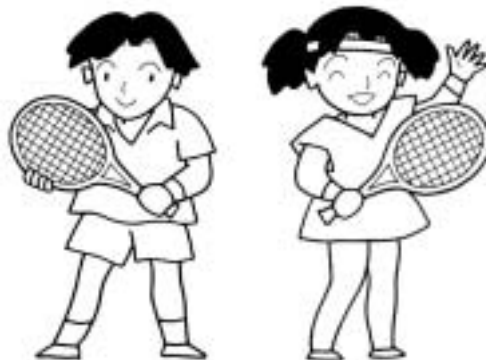
道の駅窓口にて使用許可申請書に記入のうえ使用料金を納入し予約してください。（キャンセルの場合、3日前までに連絡があれば、半額返還します。悪天候によるキャンセルの場合は、全額返還します。ただし、連絡がない場合は返還できません。

テニスコート料金（使用料1面1時間につき）

		コート使用	ナイター使用
テニスコート 3オン3コート	一般利用の場合	500 円	500 円
	営利を目的として使用する場合	12,500 円	12,500 円
テニス 壁打ちコート	一般利用の場合	200 円	500 円
	営利を目的として使用する場合	12,500 円	12,500 円

貸し出し用具 テニスラケット 1 本 200 円
 テニスボール 1 個 50 円
 バスケットボール 1 個 200 円

- ・ 使用を終了するときは、許可時間内に使用場所を原状に戻し、使用器具を所定の場所に返納してください。ただし、コート内が雨でぬれている場合はこの限りではありません。
- ・ 貸し出し用具等を破損、滅失した場合は、実費弁償してもらいます。



本を借りられるところ

	つるぎ町就業改善センター内 教育委員会	半田公民館（半田支所内）
住 所	貞光字宮下 61	半田字木ノ内 136-1
電 話	☎ 62-2331	☎ 64-3111
開館時間	9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00
休 館 日	第2日曜日 年末年始 臨時日	毎週土・日曜日・祝日 年末年始 臨時日
本を 借りる時	借りたい本をカウンターに出します。ブックカード入れを探して、図書カードを取り出します。ブックカード入れは、必要事項を記入すれば作れます。	借りる本を貸し出し簿に書名、借りた日、返却予定日、氏名、連絡先を記入します。本の図書カードに、借りた日、返却予定日、氏名を記入します。
本を 返す時	カウンターに本を返します。 カードを本に差し込み、本をもとの場所に返します。	貸し出し簿ならびに図書カードに返却日を記入し、図書カードを本に差し込み、もとの場所に返します。
期 限	2週間	2週間
何冊まで	一人5～8冊くらい	一人5～8冊くらい
蔵 書	約 7,480 冊 児童書 約 2,950 冊 一般書 約 4,530 冊	約 6,800 冊 児童書 1,588 冊 一般書 5,212 冊



◆ 子どもを守るために

1 子どもを守る3つの約束

行かない、逃げる、声を出す

実際に、知らない人に声をかけられたり、どこかに連れていかれそうになったとき、次の3つの行動が、犯罪から子どもを守ることに繋がります。

① 行かない

どんなときでも、「知らない人には絶対についていかない」を徹底し、知らない人に名前を聞かれたり、ついてくるように言われたりしても、決して答えず、同行しないよう、教えてください。

② 逃げる

もしも無理に連れていかれそうになったり、少しでもこわいと感じたりした場合には、すぐにその場から逃げ出すことが大切です。その際、学校などの公共施設やコンビニエンスストア、そして、「子ども110番の家」などほかの大人の協力が得られる場所に向けて逃げるよう教えてください。

③ 声を出す

万が一、不審者につかまってしまい、逃げることができない場合には、「助けて！」と大きな声で周囲に知らせることが重要です。

「いかのおすし」

ついていかない。のらない。おおごえをだす。すぐ逃げる。しらせる。

不審な情報がありましたら、美馬西部育成センター ☎ 62-2297

つ る ぎ 警 察 署 ☎ 62-3110 までしらせてください。

☆ 「子ども110番の家」

子どもや女性が、「誘拐や暴力、痴漢など」何らかの犯罪にあった、あるいはあいそうになった時に「子ども110番の家」のステッカーがあるお店などに助けを求めてきたとき、その子どもを保護し、直ちに110番通報などにより警察に連絡するなど地域ぐるみで子ども達の安全を守るボランティア制度です。対象は、小、中学生に限らず、高校生や女性を含みます。

日頃から子ども達と一緒に、このステッカーのあるお店やタクシー等を確認しておきましょう。

☆ 青色防犯パトロール隊

幼稚園児や児童の安全を守ろうと、役場職員による「青色防犯パトロール隊」が結成されました。パトロール隊は、9人の職員からなり、本庁、半田、一字の両支所の公用車が一台ずつ、青色の回転灯をつけて下校時刻に町内を巡回します。

☆ 防犯パトロール

幼稚園や小学校に通う園児、児童の安全を守るため、老人クラブ連合会や半田ライオンズクラブ、PTAなどが、登下校パトロール隊を開始しました。防犯パトロール隊は、園児、児童の下校時に同伴するとともに、公園や民家などの異常にも目を光らせ、地域の安全を守っていきます。みんなで協力して、安全、安心な町を作っていきます。

☆ 交通安全母の会

子どもたちを交通事故から守り、安らぎのある家庭、幸せな町づくりを目指しています。そして、交通規則や道徳を固く守るとともに、家庭における交通安全管理者として、子どもや家庭の安全教育につとめています。

◆ 児童虐待防止のために

虐待とは？

- 身体的虐待…殴る、ける等の、身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行をくわえること。
- 性的虐待…子供への性交、性的行為の強要等、児童にわいせつな行為をすること。
- ネグレクト（育児放棄）…家に閉じこめる、食事を与えない等の、長時間の放置や、保護者としての看護を著しく怠ること。
- 心理的虐待…言葉によるおどし、脅迫、無視等、著しい心理的外傷を与えること。

虐待に気づいたら — 通告の義務 —

虐待を疑った時、発見した時は、その状況、子供・家庭との日常の関わりの中で気づいたことなどを、通告してください。通告は電話でもかまいません。自分だけで解決しようとししないでください。

- 虐待通告義務は守秘義務に優先します。

通告は、子供の保護という公益的な見地から、正当な理由があると認められ、守秘義務違反に問われません。（児童虐待防止法第6条第3項）

- 通告者の秘密は守られます。

匿名でも結構です。お名前を教えていただいた場合でも、通告者名を外部に漏らすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

- 虐待でなかったとしても、刑事上・民事上の責任は問われません。

「何かおかしいな」「限度を超えている」と感じたら、通告してください。通告が結果的に誤りだったとしても、通告者の判断責任は問われません。

☆ 通告・相談先：本 庁 福 祉 課	☎ 62-3116
半田支所保険福祉課	☎ 64-3111
一宇支所住民福祉課	☎ 67-2111
西部こども女性相談センター	☎ 0883-55-3323
子どもの虐待ホットライン	☎ 06-6762-0088

※ 虐待の原因の一つとして、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）も考えられます。
DVで悩んでいる方は

西部こども女性相談センター ☎ 0883-56-2109

☎ 0883-56-2110



◆ いじめをなくそう

わが町の学校から「いじめ」をなくしましょう。

児童、生徒のいじめや自殺の問題が大きな社会問題となっています。が、いじめは、相手の人格を傷つけるだけでなく、尊い生命を奪うなど、多くの人々の長い人生を、悲しみや苦しみの不幸におとしいててしまいます。

他の人々を思いやり、友情と信頼を大切にする心豊かな子ども達に育つことができれば、こうした問題はおきないのではないかと思います。

このためには、まず家庭での生活、そして、学校、地域社会がそれぞれしっかりとその役割と責任を果たすことが大事とも言われておりまして、子ども達をとりまく保護者や家族のみなさん、また地域社会の大人のみなさんが、常日頃からよい手本を示すことが必要です。

今の社会環境と学校生活の中では、いじめは、いつどこで発生してもおかしくない状況にあるともいわれています。

教育委員会では、いじめなどが発生しないことを念願するとともに、もしもそうしたきざしが見られる場合は、より早く発見し、適切な対応をしながら、いじめによって悩み苦しむ子どもが出ないように、学校側と連絡をとりあいながら、解決に導きたいと考えております。

このため、学校での「いじめ」など子ども達の変化に気づいたときは、学校や教育委員会に相談してください。教育委員会は、そのための相談窓口を設置しています。

お問い合わせ 教育委員会 ☎ 62-2331



「子ども」

作 者 ドロシー・ロー・ノルト

批判ばかりされた子どもは 非難することをおぼえる
殴られて大きくなった子どもは 力にたよることをおぼえる
笑いものにされた子どもは ものを言わずにいることをおぼえる
皮肉にさらされた子どもは 鈍い良心のもちめしとなる
しかし、激励を受けた子どもは 自信をおぼえる
寛容にであった子どもは 忍耐をおぼえる
賞賛を受けた子どもは 評価することをおぼえる
フェアプレーを経験した子どもは 公正をおぼえる
友情を知る子どもは 親切をおぼえる
安心を経験した子どもは 信頼をおぼえる
可愛がられ 抱きしめられた子どもは 世界中の愛情を感じることをおぼえる



（「あなた自身の社会—スウェーデンの中学教科書—」新評論
アーネ・リンドクウィスト／ヤン・ウェステル著、川上邦夫訳 1997年）より

第 8 章

障害のある子どもたちのために

◆ 相談窓口

■ 町役場

- ・ 本 庁 福 祉 課 つるぎ町貞光字東浦 1-3 ☎ 62-3116
- ・ 半田支所保険福祉課 つるぎ町半田字木ノ内 136-1 ☎ 64-3111
- ・ 一字支所住民福祉課 つるぎ町一字字赤松 541-2 ☎ 67-2111

■ 福祉事務所

福祉制度の窓口として心身障害児のいろいろな相談に応じています。

- ・ 西部総合県民局保健福祉環境部（三好庁舎）
〒 778-0002 三好市池田町マチ 2415 ☎ 0883-76-0414

■ 西部こども女性相談センター

児童相談と女性支援をワンストップで対応します。

〒 777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連 23

子ども相談 ☎ 0883-55-3323 女性相談 ☎ 0883-56-2109

電話相談は平日の 9:00 ～ 17:00 面接相談は平日の 10:00 ～ 16:00（予約が必要）

■ 美馬保健所

医師、保健師等により、長期療養児療育相談、障害児療育指導等を行っています。

〒 777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連 23 ☎ 0883-52-1017

■ 地域活動支援センター ハッピースマイル

2005 年 4 月につるぎ町内の障害児（者）の母親らが設立し、オープンした、貞光障害者地域共同作業所です。2007 年 4 月から、特定非営利活動法人（NPO 法人）として、障害者自立支援法の定める地域活動支援センターとして業務を始めています。相談も受けています。

所在地：貞光字中須賀 60 ☎ 62-3363

地域活動支援センター ハッピースマイルの活動

障害を持つ方等ボランティアの支援により、ふしめん（節麺）袋詰めやお菓子作りなどを行っており、貞光ゆうゆう館・ゆうま温泉でも販売しています。

開業日：月～金 9:00 ～ 16:00

販売品：注文も受け付けています。マドレーヌ 1 個 120 円 だんご 6 こ入り 400 円

チョコバナナカップケーキ 2 つ 130 円 スイートポテト 2 つセット 200 円

シフォンケーキ（ホールケーキ）500 円 弁当等注文販売いたしております。

所在地：貞光字中須賀 60 ☎ 62-3363

■特別支援教育諸学校等

特別な支援の必要な児童の教育や就学については、特別支援教育諸学校へご相談ください。

(参 考)

- ・盲学校 徳島市南二軒屋町2丁目4-55 ☎ 088-622-6255
- ・聾学校 徳島市中徳島町2丁目104 ☎ 088-652-8594
- ・池田支援学校 三好市池田町州津井関1103-3 ☎ 0883-72-5281
- ・池田支援学校美馬分校 美馬市美馬町字大宮西100-4 ☎ 0883-55-2237

手帳を受けるには

障害者の方々が一貫した相談や援護が受けられるよう手帳が交付されています。申請用紙は町役場福祉課に備えてありますのでご相談ください。

◇ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法による援護を受けるために必要です。申請内容を審査し、法律に定められた障害基準にあてはまると手帳が交付されます。

◇ 療育手帳

知的障害児（者）が、一貫した指導、相談や援護を受けやすくするために、西部こども女性相談センター、又は障害者相談支援センターの判定結果に基づいて手帳が交付されます。

◇ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の方が、各種の優遇措置等を受けるために必要です。

県が申請内容を審査し、適当と認められた時は手帳が交付されます。

手当・医療給付・福祉サービス等

在宅での日常生活を支援するために、さまざまな制度があります。詳しくは、町役場福祉課又は福祉事務所にお問い合わせください。

- ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・特殊教育就学奨励費
- ・重度心身障害児（者）医療費助成
- ・小児慢性特定疾患患者に対する医療給付
- ・補装具の交付及び修理 ・日常生活用具の給付 ・タクシー運賃の割引
- ・ホームヘルプサービス事業 ・障害児（者）短期入所事業
- ・JR 運賃の割引 ・航空運賃の割引 ・有料道路の通行料割引

施設援護

障害児（者）が入所や通所により、日常生活の指導や援助を受け、さらに生活に必要な技能を習得するためのいろいろな施設が設置されています。

入所・通所したい人は、西部こども女性相談センターにお問い合わせください。

親の会活動

障害のある子どもと家族のための活動団体がさまざまな活動を行っています。

会 の 名 称	連 絡 先	特 色 や 相 談 事 業 等
手をつなぐ親の会	社会福祉協議会 ☎ 62-5073	知的障害児（者）の保護者のみなさんと結成している団体で、相談、援助や各種行事を行っています。
心身障害児（者）父母の会（ジャンプの会）	美馬保健所 健康増進担当 ☎ 0883-52-1017	心身に障害をもつ方の支援活動をしています。
ぶどうの会	三好市池田町マチ 2584 ☎ 0883-72-0105 図子 佐代子	親同士の情報交換を中心としながら、年2回レクリエーションを行っています。
つるぎ町小規模通所作業所すだち苑	作業所： 半田字天皇 74-2 ☎ 64-3020 代表者：篠原 芳江	心身障害者の在宅での自立生活訓練の場として作業所を運営しています。地域に活動を知ってもらう場、また親同士が集い情報交換できる場として直売所を運営し、障害児の将来を共に考えたり、生活全般に関するアドバイスも行っています。
県西中央部親の会	事務局： ハッピースマイル 貞光字中須賀 60 ☎ 62-3363	県西全域全ての子どもが地域で生活できることを願って日常生活などにおいて、不安をかかえる親たちに対して、会員以外にも周知して相談や研修、講演を行っています。

すだち苑の活動

販 売 品：たこやき（8こ入り）250 円、焼き鳥（1 串）80 円 他

訪問販売：水曜日 半田地域

木曜日 貞光地域

※注文も受け付けています。

第 9 章

ひとり親家庭支援

◆ 相談窓口

徳島県立母子福祉センター

母子家庭や寡婦に対して、各種相談に応じるとともに、技能習得講習会の開催など母子家庭の福祉増進のお手伝いをしています。

→徳島県母子寡婦福祉連合会 ☎ 088-654-7418

◆ 支援内容

手当・年金

◎児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されます。なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が 18 歳に達した年度末（政令で定める障害のある児童の場合は 20 歳（ただし再認定の請求が必要）までです。

手当の対象となる児童

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める障害のある児童
- ・ 父または母が生死不明な児童
- ・ 父または母が 1 年以上遺棄している児童
- ・ 父または母が 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

手当月額（所得制限あり）…児童 1 人の場合 41,720 円

児童 2 人目 5,000 円加算

児童 3 人目以降 1 人につき 3,000 円加算

支払時期…毎年 4 月、8 月、12 月

☆ お問い合わせ：本 庁 福 祉 課 ☎ 62-3116

半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111

一宇支所住民福祉課 ☎ 67-2111

各種年金

◎遺族基礎年金…受給要件に該当する国民年金の被保険者、又は被保険者であった人が死亡した

ときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻か子に支給されます。

●遺族厚生年金…厚生年金に加入している人の死亡など一定の条件に該当する人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます

●寡婦年金…国民年金の加入期間が 25 年以上（免除期間を含む）ある夫が死亡した場合に、死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ婚姻関係が 10 年以上継続している妻に 60 歳から 65 歳に達するまで支給されます。ただし、死亡した夫が障害基礎年金を受ける権利を持っていたり、老齢基礎年金を支給されていたときは、支給されません。

お問い合わせ：日本年金機構阿波半田年金事務所 ☎ 64-3474

医療費・介護

●母子家庭等医療費助成

母子家庭の方に保険診療による入院医療費の一部を助成します。所得制限あり。

対象者

- 母子家庭の母（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を扶養している方）
- 母子家庭の児童（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの方）
- 父母のいない児童（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの方）

申請に必要なもの

印鑑、健康保険証、戸籍謄本（戸籍で母子家庭を証明できない場合はその他の書類）、児童扶養手当証書（児童扶養手当を受給している方）、転入された方は住民税の課税証明書等

☆ お問い合わせ：本 庁 保 険 課 ☎ 62-3113

半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111

一宇支所住民福祉課 ☎ 67-2111

資金の貸付

●母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付を行っています。

対象者

- ◇母子福祉資金…20 歳未満の子を扶養している母子家庭の母
 - ◇寡婦福祉資金…寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない方（扶養している子どものない方は、前年の所得が一定以下の方）
- ※ 貸付金の種類、限度額などはお問い合わせください。

☆ お問い合わせ：本 庁 福 祉 課 ☎ 62-3116

半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111

一宇支所住民福祉課 ☎ 67-2111

◆ 自立支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭や寡婦の方が就労に役立てることができるよう、必要な知識技能を習得するための各種講習会の開催や情報提供、相談等を行っています。

●実施講習科目

調理師・ホームヘルパー・パソコン・医療事務等

※申込書は、本庁福祉課・半田支所保険福祉課・一宇支所住民福祉課にあります。

お問い合わせ：徳島県母子寡婦福祉連合会 ☎ 088-654-7418

母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給しているお母さんの状況や希望に応じ、自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携して仕事探しのお手伝いをします。

お問い合わせ：徳島県西部総合県民局三好庁舎 ☎ 0883-76-0417

自立支援給付金事業

●母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（2割、上限10万円）が支給されます。

●母子家庭高等技能訓練促進費

母子家庭の母が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、修業期間の最後の1/3に相当する期間（上限12ヶ月）に月額103,000円（上限）が支給されます。

●申込資格

母子家庭の母で、前年の所得が児童扶養手当支給水準であり、教育訓練給付金にあっては、雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができないこと等。

お問い合わせ：徳島県西部総合県民局三好庁舎 ☎ 0883-76-0417

徳島県母子寡婦福祉連合会 ☎ 088-654-7418

◆ J R 通勤定期の3割引

児童扶養手当を受けている母子世帯や、生活保護世帯の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

お問い合わせ：本 庁 福 祉 課 ☎ 62-3116

半田支所保険福祉課 ☎ 64-3111

一宇支所住民福祉課 ☎ 67-2111

◆ 母子会

母子会は、子育てと生活の担い手という二重の役割を母ひとりで担わなければならないという同じ立場の母子家庭の皆さんが集まって、語り合い、励まし合って親睦と生活の向上をはかるための自主的な団体です。

現在、県には財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会があり、県内各地域に母子会が組織されています。

これらの会では、母子家庭に関する情報交換や相互扶助など、各地域の実情に応じた事業を行うなどの活動を行っています。ぜひ、母子会に加入して仲間と手をつなぎましょう。

お問い合わせ：徳島県母子寡婦福祉連合会

☎ 088-654-7418

つるぎ町母子寡婦福祉会事務局 川又多美子会長宅 ☎ 67-5130



第 10 章

災害時の対応

◆ 台風等による警報発令時の対応について

- ① 暴風警報が発令されている場合（午前 7 時の状況）
幼稚園、小学校は臨時休業といたします。
- ② 大雨警報が発令されている場合
原則として登園、登校させてください。
（通学路が危険な場合は、ご家庭の判断で休ませてください。）
- ③ 大雪または大雪が予想される場合
臨時休業や始業開始を変更する時は、午前 6 時 30 分～午前 7 時までに連絡網を通してお知らせします。
☆ 通学路が危険で登校が困難と思われる場合は、ご家庭の判断で休ませていただくか、登園・登校する時間を遅らせてください。
- ④ その他の天災の場合
臨時休業や始業時刻を変更（自宅待機等）する場合は、午前 7 時までに連絡網を通じてお知らせいたします。
☆ なお、ご家庭で判断できにくい場合は、各中学校、小学校、幼稚園、保育園にお電話ください。

◆ 地震にそなえて

緊急地震速報

平成 19 年度 10 月よりぐらぐらと大きく揺れる前に、予想震度を知らせる気象庁の「緊急地震速報」がスタートしました。地震が起きると、最初に小さな揺れの初期微動（P 波）が到達し、遅れて大きな揺れ（S 波）が来る。この P 波と S 波の速度差を利用し、震源に最も近い地震計が P 波を検知して規模や震源の深さを推定、S 波が到達する前に震度と到着時間を算出して知らせます。最大震度 5 弱以上と推定される地震の際に、震度 4 以上の強い揺れの地域名をテレビとラジオを通じて一般にも情報提供します。しかし、緊急地震速報は、見聞きしてから、強い揺れが来るまでの時間は、数秒から、数十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取る必要があります。周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保しましょう。

お問い合わせ：気象庁地震火山部管理課

東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 4 号

☎ 03-3212-8341（代表）

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>



◆ 災害時の乳幼児の安全

乳幼児の安全のために

普段から、寝ている場所には、ものが落ちてきたり、タンスが倒れたりしないように、安全対策が必要です。保育園、幼稚園、小学校の施設も、安全の点検が必要です。

乳幼児が、地震や火事などの災害にあった場合、自分の力では、逃げ出すことができません。子どもだけを置いて、外出しないようにしましょう。母親と子どもだけで避難しなければいけない場合などは、複数の子どもを連れての避難は難しいことがあります。日頃から、近所のコミュニケーションを深め、災害時には、助け合って、避難するようにしましょう。災害時の行動を日頃から話し、危険な場所を子どもに教えておきましょう。家族が離ればなれになったときの連絡方法や避難場所を確認しておきましょう。母子（妊産婦や乳幼児）は、心身の特性上、災害情報の把握や避難行動、避難生活に支援を要するため、災害時要援護者として捉え、配慮を行いながら防災対策を進めることが重要です。

また、地震で家が倒壊し、避難所で暮らすことになる場合、乳幼児連れは、ストレスや、不便を感じるようになります。避難所では、授乳室の確保、防寒・避暑衛生面の確保、子どもが泣いても大丈夫な環境などが必要です。

そのような時のためにも、赤ちゃん専用の防災用品の準備が必要です。阪神大震災の時にも、赤ちゃんのミルクやおむつ、着替えなどが不足しました。普段から、もちだしやすいところにリュックなどに入れて用意しておきましょう。

準備しておくもの（3日分）

- ・おむつ、おしりふき
- ・衣類（上着、下着、防寒着、くつ）
- ・タオル、ティッシュ、
- ・食料（粉ミルク、離乳食、ミネラルウォーター、哺乳びん、ポット、スプーン、フォーク）
- ・医療品（バンドエイド、常備薬、体温計、母子健康手帳、乳幼児医療費受給者証）
- ・おきにいりのおもちゃ、絵本



第 11 章

子どもの病気、事故のときは

◆ 子どもの病気、事故

赤ちゃんの病気の見つけ方

体の異常を感じても言葉では訴えることのできない乳幼児では、次のことを参考にしながら、かかりつけの小児科や、救急病院を受診しましょう。

- ☆ あやしても反応がない。
- ☆ 顔色が青白い。嘔吐をくりかえす時。
- ☆ 好きなものを嫌がったり、水も飲まない。
- ☆ 弱々しく泣く、泣き止んでも元気がない。
- ☆ 呼吸がしんどそう。ぐっすり眠らないでいる時
- ☆ 遊ばずにじっとしていたり、ゴロゴロしている。表情がさえない。笑顔がでない。



発熱、鼻水、咳、下痢があっても、これらにあてはまらない時は、まず心配がいりません。「水分（水分がとれておしっこが出ている）、関心（好きなおもちゃ、お話に興味、関心がある）安心（子どもが不安がっていないか）」が家庭での介護のポイントになります。

かかりつけ医

子どものことをよく分かってきている小児科専門医のかかりつけ医をもちましょう。目や耳や、皮膚の異常も最初の診断は小児科医でも大丈夫です。健診や予防接種もしてもらえます。親が安心して相談できるお医者さんは、子どもにも力強い味方になってくれるはずです。

子どもの事故

はいはいを始めるころから、赤ちゃんから目が離せなくなります。乳幼児の事故の多くは、家庭内で起こっています。以下の事故は、特に多く起きているので、家庭内で注意しましょう。

転落 浴槽、庭の池など

(1) 誤 飲

子どもは、目につくもの、手に触れるものは何でも口に入れたがります。危ないものは、子どもの手の届くところへはおかないようにしましょう。子どもは意外なものまで飲み込みます。万が一誤って飲み込んでしまったら、すぐに病院へ連れていきましょう。

気道に入る豆や、ピーナッツ類、ボタンや小さなおもちゃ、灯油等。こんにゃくゼリー 食道から胃に入るもの タバコ、化粧品類、殺虫剤などの薬物、ボタン式乾電池、コイン等。

子どもが毒性の高いものを飲み込んでしまったら

中毒 110 番 (財) 日本中毒情報センター

子どもが毒性の高いもの(薬、化学薬品、有毒植物など)を飲み込んでしまった場合は、毒物の種類によって応急手当の方法が違います。どうしたらよいか分からない、そんなときは、(財) 日本中毒情報センターへ電話しましょう。

大阪中毒 110 番 ☎ 072-727-2499 (情報提供料：無料) (24 時間年中無休)

中毒 110 番は化学物質(タバコ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しております。

部屋の中のいろいろな危険



(2) やけど 汁類 ポットの湯、冬場のストーブ

やけどをしたら、まず冷やすこと。そして、感染防止のため清潔に保つことです。冷水には、痛みをやわらげる効果とともに、患部を冷やして経過を軽くする大切な役割があります。洋服や靴下は脱がせず、そのまま冷水（水道水）で冷やします。夏は氷を入れ、冬は低体温にしないよう気をつけてできれば 15 分以上冷やします。広い範囲のやけどの時は、病院へ連れていきましよう。

《居 間》





◆ 徳島の小児救急医療体制

徳島県では、休日、夜間におけるお子さんの急な病気に対応する小児救急医療体制を整備しています。

- ・ 緊急の場合以外は、通常の診療時間内での受診をお願いします。
- ・ 受診される場合は、事前に電話で確認し、保険証をお持ちの上、ご利用ください。

西部地区（美馬市、美馬郡、三好市、三好郡）

医療機関名	月	火	水	木	金	土	日
つるぎ町立半田病院 (64-3145)	○				○	○	○
徳島県立三好病院 (0883-72-1131)		☆	★	☆			

○ 小児科医が対応します

☆ まず 22:00 まで小児科医、以後当直医が対応します。

- ・ 日曜日は、9:00 から翌日 9:00 まで。それ以外は 18:00 から翌日 9:00 まで。

◆ 歯科休日救急診療所

歯科の休日診療を行っています。

場 所：徳島市北田宮 1 丁目 8-65

徳島県歯科医師会館 1 階口腔保健センター

休日診療所

診療日：日曜、祝日等

診療時間：9:00 ～ 16:30

電 話：口腔保健センター 088-632-8511

歯科医師会事務局 088-631-3977（内線 134・135）



◆ 徳島こども救急電話

休日夜間の子どもの急な病気やけがなどの際に、医師の支援体制のもと専門的な知識と経験を有する看護師が、電話相談に応じ、家庭での対処方法や医療機関への受診等について助言等を行うことにより、子育て中の保護者の不安の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、地域における小児救急医療体制を補完することを目的としています。まず相談員（看護師）が相談に応じ、より専門的な知識を要するものについては医師（小児科医、救急専門医）が対応します。

電 話：（県庁までの通話料金をのぞき、相談料は無料。）

プッシュ回線と携帯電話 # 8000

ダイヤル回線と IP 電話 088-621-2365

日 時：毎日 18:00 ～ 8:00 まで

もし、マムシにかまれたら

蛇は、水辺や、草の中、倒木周辺など、身体を隠すことのできる石垣や柔らかい落ち葉の下などを好みます。有毒な蛇は、ヤマカガシとマムシの2種類です。ヤマカガシは、泳ぎが得意で、水辺に生息し、主にかえるを食べます。褐色の地色に黒の斑紋、赤っぽいものや黄色っぽいものもいます。日中よく活動するようです。マムシは、比較のおとなしい蛇で、積極的に人を襲うことはありません。関わりたくない人は、しずかにその場を立ち去りましょう。つついたりして、むやみに怒らせないように注意。かまれた傷跡は、針で刺したような跡が一つ、または1センチの感覚で2つつきます。

マムシにかまれる事故は多く、重傷化する場合もあるので、早期治療が肝心です。マムシにかまれた場合は、次の場所に保管してありますので、ご確認ください。

保管場所

町立半田病院（半田字中藪） ☎ 64-3145
八千代診療所（半田字日開野） ☎ 65-0211
田村医院（一字字赤松） ☎ 067-2016
美馬保健所（美馬市穴吹町） ☎ 0883-52-1017

保管期間：5月1日～10月31日まで

抗体注射までにしておくこと

- ① 傷口より心臓に近いところを強く縛り、傷口を水で洗い流す。
- ② 十分に1回は、血を通わせてください。
- ③ できるだけ早く医師の治療を受けましょう。



ホームページ

- (1) 徳島県医師会、徳島県歯科医師会では、ホームページが開設されており、健康についてや休日診療について、医師会についてなど役に立つ内容が盛りたくさんです。

徳島県医師会 <http://www.tokushima.med.or.jp>

徳島県歯科医師会 <http://www.tda.or.jp/>

- (2) そのほか、子どもの救急—おかあさんのための救急&予防サイトもあります。

<http://kodomo-qq.jp/>

- (3) 医療とくしま情報箱

① 救急医療情報システム

お近くの休日夜間急患センターや当番医を探すことができます。

② 医療機関データベースシステム

検索したいキーワードを入力することで、医療機関の情報を知ることができます。お子さんに関する病気の情報収集にもご利用ください。



インターネット：<http://www.iryu.pref.tokushima.jp>

電 話：088-634-0611

お問い合わせ：徳島県医療政策課 ☎ 088-621-2212

◆ 地域の医療機関

(1) 小 児 科

医療機関名	住 所	電 話	時 間
町立半田病院	半田字中藪 234-1	64-3145	受付 8:30 ~ 11:30 休診日：土・日・祝日・年末年始
古城医院	貞光字前田 31-3	62-2064	9:00 ~ 12:00 16:00 ~ 19:00 休診日：日・祝日
くはらクリニック	三好郡東みよし町昼間 148 (県道鳴池線沿い) 明治橋東	0883 76-5755	8:30 ~ 12:30 14:30 ~ 18:30 土曜は 17:00 まで 休診日：木曜午後・日・祝日
としま小児科	美馬市脇町拝原 1774-6	0883 53-6011	9:00 ~ 12:30 14:00 ~ 18:00 休診日：日・祝日・木曜午後
ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻 字八幡神社下南 130-3	0883 52-1095	8:30 ~ 12:00 13:30 ~ 18:00 休診日：日・祝日
阿波病院	阿波市市場岸ノ下 175	0883 36-5151	8:30 ~ 16:45 休診日：土・日・祝日 小児科： 第 1・3・5 日曜は 5 時まで

(2) 病院、医院

医 療 機 関 名	住 所	電 話
町立半田病院	半田字中藪 234-1	64-3145
武原外科整形外科医院	半田字松生 299-1	64-2111
大久保医院	半田小野 146-4	64-2088
北室医院	半田松生 83- 1	64-2002
八千代診療所	半田日開野 198-1	65-0211
永尾病院	貞光字町 52	62-2012
谷病院	貞光字中須賀 48-2	62-2053
北川医院	貞光字町 27	62-2003
古城医院	貞光字前田 31-3	62-2064
田村医院	貞光字宮下 12-4	62-5166
谷クリニック	貞光字町 77	62-5043
田村医院一字診療所	一字字赤松 1322-9	67-2016

(3) 歯科医院

医 療 機 関 名	住 所	電 話
本田 歯 科 クリニック	半田字中藪 235-3	64-2800
笠原 歯 科 クリニック	貞光字町 33-1	62-5188
武 田 歯 科 医 院	貞光字太田西 112-1	62-2218
美 馬 歯 科 医 院	貞光字馬出 60-7	62-2252
半 田 歯 科 医 院	半田字小野 145-1	64-3561

(4) 眼 科

医 療 機 関 名	住 所	電 話
林 眼 科	貞光字大須賀 64-1	62-5055

(5) 耳鼻咽喉科

医 療 機 関 名	住 所	電 話
酒 巻 耳 鼻 咽 喉 科	美馬市脇町字拝原 1605- 1	53-2525

(6) 薬 局

薬 局 名	住 所	電 話
アイ調剤薬局半田店	半田字中藪 285- 1 半田病院前	55-4022
長 井 薬 局	半田字小野 165-4	64-2133
半 田 調 剤 薬 局	半田字中藪 275- 1	64-2638
八 千 代 薬 局	半田字日開野 124	65-0035
よ ね ざ わ (有)	半田字木ノ内 169-2	64-2016
西 岡 薬 店 (有)	貞光字町 39	62-2506
松 浦 薬 局	貞光字町 7	62-2217
中 東 薬 局	一字字赤松 542-3	67-2849

第 12 章

経済的支援

◆ 以下のような経済的支援があります

分 類	名 称	問い合わせ先	内 容
医療費の 給付・助成	母子家庭医療費 助成制度	本庁保険課 ☎ 62-3113 半田保険福祉課☎ 64-3111 一字住民福祉課☎ 67-2111	母子家庭の方に保険診療による入院 医療費の一部を助成します。所得制限 あり。
	出産育児一時金	日本年金機構阿波半田年金 事務所 ☎ 64-3474	健保か国保に加入している被保険者 が、出産した時は、出産育児一時金と して、被扶養者が出産したときは、家 族出産育児一時金として、一児ごとに 350,000 円が支給されます。
	乳幼児医療費助 成制度	本庁保険課 ☎ 62-3113 半田保険福祉課☎ 64-3111 一字住民福祉課☎ 67-2111	12 歳未満の乳幼児等の医療費の一部 を助成します。助成を受けられる期間 は、7 歳に達する日の属する月の末日 までの期間です。（1 日生まれのお子 さまについては、7 歳のお誕生日の前 月の末日までになります。）
	育成医療給付	美馬保健所 ☎ 52-1017	肢体不自由、内蔵障害等で、治療によ り改善の見込みのあるものに対し、入 ・通院医療を給付します。（一部自己 負担、指定医療機関あり）
	重度障害児医療 費の助成	本庁保険課 ☎ 62-3113 半田保険福祉課☎ 64-3111 一字住民福祉課☎ 67-2111	障害を持つ方が、病院などで診療を受 けた場合に自己負担金（保険適用分） と入院時食事療養費自己負担分（標準 負担額）を助成します。所得制限あり。
	養育医療給付	美馬保健所 ☎ 52-1017	出生体重 2,000g 以下である等の未熟 児の入院医療を給付します。（一部自 己負担、指定医療機関あり）
	養育医療給付	美馬保健所 ☎ 52-1017	結核に罹患した児童が入院した場合 の医療費、学用品等を助成します。（一 部自己負担、指定医療機関あり）
	小児慢性特定疾 患医療給付	美馬保健所 ☎ 52-1017	悪性新生物（がん等）、慢性腎疾患、 喘息など、特定の疾患群に属する疾病 に罹患した場合、医療を給付します。

分 類	名 称	問い合わせ先	内 容
所得制限なし	子ども手当	本庁福祉課 ☎ 62-3116 半田保険福祉課 ☎ 64-3111 一宇住民福祉課 ☎ 67-2111	0歳から中学校修了(15歳になった最初の3月31日)前の子どもを養育している方に支給されます。
手当(各手当とも所得の制限があります)	児童扶養手当	本庁福祉課 ☎ 62-3116 半田保険福祉課 ☎ 64-3111 一宇住民福祉課 ☎ 67-2111	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されます。 監護・養育されている児童が18歳に達した年度末までです。
	特別児童扶養手当	本庁福祉課 ☎ 62-3116 半田保険福祉課 ☎ 64-3111 一宇住民福祉課 ☎ 67-2111	精神または身体に障害を持つ児童の養育に役立ててもらうための制度です。対象となるのは、一定の障害がある20歳未満の児童を養育している児童の父もしくは母または養育者です。
	障害児福祉手当	本庁福祉課 ☎ 62-3116 半田保険福祉課 ☎ 64-3111 一宇住民福祉課 ☎ 67-2111	20歳未満の在宅重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする障害のある方に支給されます。
貸付金	生活福祉資金	社会福祉協議会 ☎ 62-5073	低所得世帯や高齢者、障害者の自立、生活の安定を目的とした貸付制度です。
	母子寡婦福祉資金	本庁福祉課 ☎ 62-3113 半田保険福祉課 ☎ 64-3111 一宇住民福祉課 ☎ 67-2111	母子家庭、寡婦の方々の方々の生活の安定や向上と、その子供の健やかな成長を図るために、貸付を行っています。修学資金、技能習得資金などいろいろな種類の貸付があります。
	出産費資金貸付・ 出産費(融資)貸付	日本年金機構阿波半田年金事務所 ☎ 64-3474	健康保健・国民健康保険に加入している方で、出産育児一時金の支給が見込まれる方の内、出産予定日まで1ヶ月以内の方、もしくは妊娠4ヶ月以上で一時的な支払いを要する方で、一定の要件に該当していれば無利子で貸付が受けられます。

分 類	名 称	問い合わせ先	内 容
就学の援助	母子寡婦福祉資金	本庁福祉課 ☎ 62-3113 半田保険福祉課 ☎ 64-3111 一字住民福祉課 ☎ 67-2111	高等学校、高等専門学校、大学などでの就学中の学資にあてるための資金の貸付（就学資金、就学支度資金）を行っています。
	幼稚園就園奨励費	つるぎ町教育委員会 ☎ 62-2331	経済的な理由によって、就園が困難であり、教育委員会が認めたもの又は特別な事情があると認めた世帯に入園料及び授業料の減免することができる制度です。
	交通遺児奨学金	各小・中学校 県交通遺児育成会	父または母等が、交通事故によって死亡または障害状態となった児童・生徒（小・中学生）に対して奨学金が支給されます。
	就学援助費	つるぎ町教育委員会学校教育課 ☎ 62-2331	義務教育の児童、生徒のいる保護者で経済的に困っている方に、学用品費、給食費などを扶助し、お子さんの就学を援助する制度があります。
	特別支援教育就学奨励費	つるぎ町教育委員会学校教育課 ☎ 62-2331	小・中学校の特別支援学級の児童生徒の保護者に対して、その負担能力に応じて就学に要する所要の経費を支給し、保護者の負担軽減を図る制度です。
	国の教育ローン （国民生活金融公庫）	国の教育ローンコールセンター ☎ 0570-008656 国民生活金融公庫 ☎ 088-622-7271	入学金や授業料、教科書代、アパートの敷金、家賃など入学時や在学中に必要なとする資金を融資する公的制度として国民生活金融公庫の「国の教育ローン」があります。 融資額：一人あたり200万円以内 融資期間：10年以内 利 率：年2.45%
年 金	遺族基礎年金	日本年金機構阿波半田年金事務所 ☎ 64-3474	受給要件に該当する国民年金の被保険者、又は被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻か子に支給されます。
	遺族厚生年金	日本年金機構阿波半田年金事務所 ☎ 64-3474	厚生年金に加入している人の死亡など一定の条件に該当する人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

分 類	名 称	問い合わせ先	内 容
	寡婦年金	日本年金機構阿波半田年金事務所 ☎ 64-3474	国民年金の加入期間が 25 年以上（免除期間を含む）ある夫が死亡した場合に、死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ婚姻関係が 10 年以上継続している妻に 60 歳から 65 歳に達するまで支給されます。ただし、死亡した夫が障害基礎年金を受ける権利を持っていたり、老齢基礎年金を支給されていたときは、支給されません。

◆ 弱視の子どもの眼鏡などに対する療養費支給について

子供の目に屈折異常、斜視などがあると、視機能の発達が妨げられ、弱視の状態になっていることがあります。その場合、弱視の治療を目的として眼鏡、コンタクトレンズなどが眼科医より処方されています。平成 18 年度 4 月から子供の治療用眼鏡、コンタクトレンズに対して、保険適用することが公式に認められました。以下の条件において療養費の支給申請ができます。

対象年齢：9 歳未満

給 額：児童福祉法に基づく補装具の種目「弱視眼鏡」

「コンタクトレンズ」の額で、作成に要した費用の範囲内

更新頻度：5 歳未満は 1 年に 1 度、5 歳以上は 2 年に 1 度

アイパッチ、フレネル膜プリズムについては対象外

療養費支給申請に必要な書類

- ① 療養費支給申請書（保険者からもらって記入）
- ② 購入時の領収書または費用の額を証明する書類（眼鏡店など）
- ③ 眼科医の治療用眼鏡等の作成指示書の写しおよび患者検査結果

※ 上記は保険者によって違ってきますので、それぞれの保険者、又は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ 日本年金機構阿波半田年金事務所 ☎ 64-3127
 本 庁 税 務 国 保 課 ☎ 62-3113
 半田支所税務国保課 ☎ 64-3111
 一字支所総務税務課 ☎ 67-2111



◆ 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的とした貸付金制度です。

資金の貸付種類と対象内容

総合支援資金

対象 低所得世帯

失業等、日常生活全般に困難を抱えた世帯に継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と併せて生活再建に必要な生活資金。

＜貸付条件＞

- 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- 借入申込者の本人確認が可能であること。
- 現に住居を有していること（「住宅手当」の申請を行い確保が見込まれるものを含む。）
- 継続的な支援を受けることに同意していること。
- 貸付及び継続的な支援によって、生活の自立と共に償還が見込めること。
- 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的融資を受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

教育支援資金

対象 低所得世帯

学校教育法に規定する学校に就学するために必要な資金。

- 高校・高専・短大・大学へ進学したい。
- 専修学校へ進学したい。
- 授業料、通学定期代が必要。
- 入学金、制服、カバン等の入学にあたっての準備金が足りない。

福祉資金

対象 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

日常生活をおくる上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要な資金。

- 開業や現在営んでいる事業を継続したい。
- 仕事をするために必要な知識・技能を習得したい。
- 福祉機器の購入や冠婚葬祭・出産等日常生活上一時的に費用が必要。
- 住宅を増改築や補修したい。
- 病気やけがの治療費や介護・障害福祉サービスを受ける費用が必要。
- 火災や水害等で被害にあった時の復旧に費用が必要。

不動産担保型生活資金

対象 高齢者世帯

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者（要保護）世帯に、その不動産を担保に生活費を貸し付ける資金。

＜主な貸付条件＞

- 世帯の構成員が原則として 65 歳以上であること。
- 借入申込者が単独（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、共有している不動産を含む。）で所有している居住用不動産であること。
- 一定以上の資産価値の居住用不動産を所有していること。
 - 一般 1,000 万円以上の土地
 - 要保護 500 万円以上の土地及び建物
- 居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。

申込みに必要な書類

- ①借入申込書
- ②住民票（本籍が記載されたもの）
- ③所得証明書（学生を除く）
- ④課税証明書及び納税証明書（連帯保証人のみ）
- ⑤個人情報保護に関する同意書
- ⑥その他、社会福祉協議会が指定する書類

貸付対象

借受人（借入申込者）

- 原則世帯主（生計中心者）を借受人とします。
- 現在、生活福祉資金や離職者支援資金の連帯保証人になっている方は貸付の申込みをすることはできません。

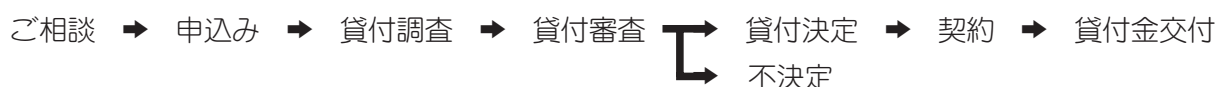
連帯借受人

- 借受人の返済能力、資金種類、使途目的により連帯借受人を設定することが必要な場合があります。

連帯保証人

- 借受世帯の生活の安定への援助を行い、借受世帯の償還困難時には債務を履行することができる方を連帯保証人とします。
- 借受世帯と別世帯の方。
- 借受人と同一県内に居住している方。
- 住民税（所得割）が課税されている方（住民税を滞納している方は連帯保証人として認められません。）

貸付までの流れ



- 申込みは、つるぎ町社会福祉協議会が窓口となります。
- 他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合は、他制度を優先していただきます。（母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構による奨学金、県立高校授業料減免制度、県奨学金貸与事業など）
- 既に購入、発注及び支払済の経費は貸付対象とはなりません。
- 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借り受けた資金の使途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金を即時に返還していただきます。

お問い合わせ つるぎ町社会福祉協議会 ☎ 62-5073

第 13 章

児童、子育てに関する機関、相談機関紹介

◆ 福 祉 課

つるぎ町福祉課は、高齢者・障害者・児童等の福祉サービスを行う所です。子育て中のご家族の皆様には、様々なお悩みをもっておられると思います。

自分一人で悩まずに、お友達やご近所の方に、そして、役場福祉課へもお気軽に相談していただきたいと思います。近年の各種制度は、種類も多くまた、複雑化していますので、何なりとご相談ください。

◆ 教育委員会

教育委員会は、教育の政治的中立性と安定性を確保するため、地方公共団体の長から独立して設置される合議制の執行機関で、学校等の教育機関の管理、教育職員等の任免、児童生徒の入学・転退学、教育課程の編成、教科書の採択、学校給食、社会教育、社会体育・スポーツ、文化財等に関する事務などを管理し、執行しています。

委員は、人格高潔で教育・学術および文化に関し、識見を有するもののうちから町長が議会の同意を得て任命し、任期は4年です。つるぎ町教育委員会は、5人の委員で組織され、教育についての重要な事項について審議・決定をしています。教育長は、教育委員の中から任命され教育委員会事務局を統括します。

教育委員会から、子育て中のお父さんお母さんへのメッセージ

子育て、教育は保護者の方々にとって最大の関心事であると思います。私たちの社会は、世代交代を繰り返しながら新しい社会が形成されます。未来を担う子ども達の教育が、学校であり家庭であり、社会であるといわれています。

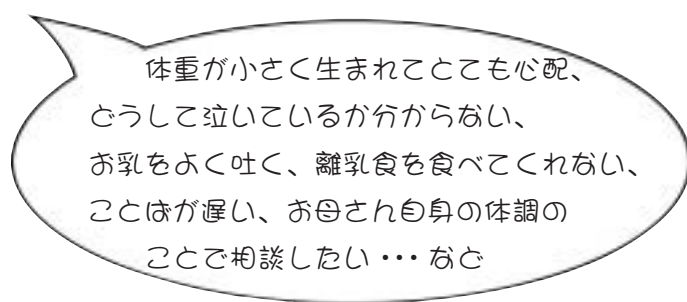
学校は、子ども達の集団生活の場としてその中で学力・知力・徳育・体育そして社会性を培っていきますが、その多くは家庭での在り方が重要となってきます。予習、復習、そして運動、保護者の私生活から学ぶことがなによりも子どもの人間形成に影響するということです。それゆえ、子どもの教育にとって大事なことは、学校・家庭・社会がそれぞれの役割を自覚してあたることが大事ではないでしょうか。保護者として、ご自身の子どもたちはもとより、同世代のお子さんたちにも同じように広く大きな視点で見守りながら育てる度量が必要なのではないでしょうか。

◆ 保健センター

保健センターでは、妊産婦、乳幼児、保護者等を対象に、健診・教室・相談・訪問指導等を実施することにより、乳幼児の健全な育成と健康の保持・増進を推進しています。

父さんお母さんへのメッセージ

初めての育児・不安いっぱい育児を応援します。お母さん・お父さんといっしょに心配事が解決していけるよう、育児相談に応じています。気軽にご連絡ください。



スタッフ・・・保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士

◆ 西部こども女性相談センター

西部券域において、児童相談と女性支援をワンストップで対応します。

子ども相談は…

養護の相談（時度虐待も含みます）・非行相談・障害相談（知的障害・自閉症など）・
育成相談（不登校・子育て）など

電話 0883・55・3323

FAX 0883・55・3326

面接相談は予約してください。

女性相談は…

女性の自立支援（配偶者からの暴力の相談も含みます）・経済的な問題・こころの相談
など

電話 0883・56・2109

FAX 0883・56・2110（女性の悩み 110 番）

FAX 0883・55・3326

電話相談は平日の午前 9 時から午後 5 時

面接相談は平日の午前 10 時から午後 4 時まで（面接相談は予約してください。）

※ホームページもご覧下さい。

◆ 社会福祉協議会

社会福祉協議会（通称「社協」）は、地域住民をはじめ、社会福祉の関係者や、保健・医療・教育など関連分野の方々の参加・協力によって、地域福祉を推進する民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と、住民の皆さんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持ち、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、さまざまな活動をおこなっています。

- ◇ 多様な生活課題を解決できる地域活動の支援および推進
- ◇ 地域での“子育て”“子育て”と生活の支援
- ◇ 学童・生徒を中心としたボランティア学習や福祉教育の支援および推進・・・など

社会福祉協議会から子育て中のお父さんお母さんへメッセージ

現代は、少子・高齢化社会、個々のライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、一人ひとりの子どもを取り巻く環境に急激な変化をもたらしています。さらには、高度情報化によりさまざまな子育て情報が氾濫し、その結果、子育てにおいて多種多様な困難や問題が生じているように思います。

子育ての基盤は家庭にあります。次世代を担う子どもたち“地域の宝”を産み育てることは地域全体の共通の課題であり、これからの子育ては、社会全体での子育て支援と地域の子育て力の向上が必要であると考えます。そのためにも皆さんのご意見やご要望をお聴かせいただき、地域住民や各関係機関等と連携しながら課題や問題の解決に取り組み、子育て中の皆さんを少しでも応援したいと思っています。

2007 年 9 月 ボランティアフェスティバルの様子



▲子育て支援リサイクルバザーの様子



キッズコーナーでバルーンアート体験中▶

◆ 心配ごと相談

◇ 専門相談（予約制）※前日午後3時までに申し込みをしてください。

- 司法書士相談（相続、登記等）
第2・第3水曜日 つるぎ町就業改善センター
- 理学療法士（リハビリ）相談
第2水曜日 つるぎ町保健センター
- 弁護士相談（法律関係）
第3水曜日 美馬市社会福祉協議会
- 障害児・者総合福祉相談
第4火曜日 つるぎ町就業改善センター

◇ 一般相談（心配ごと・行政・人権）

- 第1水曜日 半田支所 13:00～16:00
- 第2水曜日 一字支所 13:00～16:00
- 第3水曜日 本 所 13:00～16:00

◇ 身体・知的障害者相談 ※一般・知的・身体当日電話相談可

- 第1木曜日 半田支所 13:00～16:00
- 第2木曜日 本 所 13:00～16:00
- 第3木曜日 一字支所 13:00～16:00

◇ 結婚相談

奇数月第2木曜日 本所 13:00～16:00

☆相談者等の都合により、日時を変更する場合があります。

心配ごと相談の申し込み及びお問い合わせ：社会福祉協議会

本所（貞光）：つるぎ町貞光字宮下 61 ☎ 62-5073・FAX 55-1019

半田支所：つるぎ町半田字木ノ内 136-1 ☎ 64-3111・FAX 64-3114

一字支所：つるぎ町一字字赤松 541-2 ☎ 67-2111・FAX 67-2433

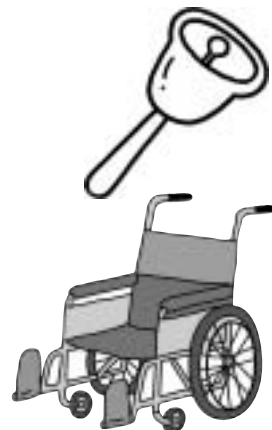
ホームページ：http://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/shakyo/top_shakyo.html

◆ ボランティアセンター

社会福祉協議会に「つるぎ町ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動をしたい人と必要としている人の連絡調整や、活動の支援を行っています。

また、レクリエーション用具や福祉用具の貸し出しも行っています。

- ミュージックベルセット
- DX風船バレーセット
- ナンバーストライクゲームセット
- 4WD輪投げセット
- DXパワーボーリングセット
- 血圧計
- 体操のビデオ
- ポップコーン機
- バスケットビンゴ
- 高齢者擬似体験セット
- 車椅子付軽自動車
- “ 普通乗用車
- “ ワゴン車
- 自走式車椅子
- 介助式車椅子
- リクライニング車椅子
- 電動車椅子



※ 貸し出しの手続き等、詳しくは社会福祉協議会本所及び各支所へお問い合わせください。

◆ つるぎ町民生委員・児童委員

民生委員は、児童委員を兼ね、住民の最も身近な相談、支援者として活動しています。生活上の悩み、福祉や保健の制度などを利用したいと考えているときなど、あらゆる面の相談に応じてくれます。場合によっては、適当な機関や専門家を紹介してくれます。

民生委員・児童委員名簿

【貞光地区】

(平成22年12月1日現在)

担 当 地 区	氏 名	住 所	連絡先
駅栄・駅西・駅東	木本サチ子	貞光字西山 37	62-2269
西新町・北新町	大塩 伸枝	貞光字大須賀 47-5	62-3240
大北町・北町・北中町・明治橋	森長 禧代	貞光字町 69-1	62-2046
南中町・南町・大南町	三木 徳枝	貞光字前田 34-2	62-2639
別所・枇杷の口・岡・岡北	柴田 純二	貞光字前田 59-6	62-2178
東浦南・東浦北・東町	福島 洋	貞光字東浦 123	62-3599
寺町・野口・笹賀・四ッ辻・庚申	宮田 史郎	貞光字野口 41-1	62-2859
祇園第1・祇園第2・大坊下・大坊上・秋葉	多田 清	貞光字前田 121	62-2863
宮内北・畠枝・江ノ脇・太田第1	真鍋 桂子	貞光字江ノ脇 37	62-3357
太田第2・太田中央・道満・僧地	濱田 安重	貞光字太田西 52-1	62-2522
大泉・宮内・白村・柴内	播 昌利	貞光字白村 332	62-3354
捨子谷北・捨子谷南・井折・皆瀬	楠本恵美子	貞光字捨子谷南 168-3	62-4081
中山・長木・広谷	谷 豊 温	貞光字広谷 8	62-4670
家賀道下・家賀道上	栗飯原俊雄	貞光字家賀道上 91	62-4743
胡麻平・平野	武岡 始	貞光字西谷 105	62-4164
三木枋・川見・長瀬	三宅 一代	貞光字長瀬 464	62-3397
宮平・日浦・猿飼	岡 哲男	貞光字日浦 113-1	62-2040
丸井・木屋・横野・吉良・広瀬	沖田美代子	貞光字木屋 273	62-2207
竹屋敷・宅熊・浦山西・浦山東・引地	竹内 清美	貞光字浦山 329	62-3544

【半田地区】

西崎・中藪・小野上	兼 西 明	半田字小野 59-1	64-2018
敷地・小野上西・小野西・旭	井 上 啓 子	半田字小野 339	64-3070
高橋・松生・東毛田	坂 本 恵 子	半田字松生 174-3	64-3569
逢坂・木ノ内	橘 美智代	半田字逢坂 88	64-2306
田井・長谷保・丸戸住宅	藤 原 明 廣	半田字田井 334-2	64-2478

担 当 地 区	氏 名	住 所	連絡先
長瀬・上の原・間の浦・黒石	武田 健一	半田字東久保 580	64-2330
西久保・東久保	岩野 順子	半田字東久保 337-3	64-2716
井川・大畠・藤野・大柱・日浦・蔭名全域	小花 安雄	半田字日浦 521	64-2910
平良石・中屋・奥峠・大床・黒石橋	三好 和人	半田字平良石 398	64-3783
曾我・京都・白石全域	穴山 敏男	半田字白石 416	65-0633
曾我谷・下竹・高岩・川又・高清	庵床 精一	半田字高清 1383	64-3792
佐古戸・万才・上喜来・猿飼	真鍋 好男	半田字佐古戸 55	65-0793
日開野・下喜来	武田 富夫	半田字下喜来 96-1	65-0308
紙屋・中熊・長野・葛城	石 田 金 一	半田字紙屋 82-5	65-0137
小谷・大惣・檉尾	吉田 貫一	半田字小谷 55	65-0854
日谷尾・下尾尻・青野	田岡 シズ子	半田字坂根 371	65-0935
上蓮・折坂・坂根	丸岡 正夫	半田字上蓮 228	65-0608

【一字地区】

赤松・大宗・寺地	岡 本 千 秋	一字字赤松 772	67-2910
河内・中野・平井・奥大野・杣野・広沢	養學 快晃	一字字中野 848	67-5217
川又・葛籠・桑平	葛籠 カヅ子	一字字中野 7023-3	67-5294
剪字・檉地・開拓・一字	小倉 恵	一字字蔭 469	67-2827
伊良原・大野・九藤中	松家 千歳	一字字大野 243	67-2315
須貝瀬・久日・久蔭	森田 登喜枝	一字字久藪 216-1	67-2513
出羽・白井	猪岡 利恵	一字字出羽 4442	67-5334
平・明谷・臼木	大森 國子	一字字明谷 3254	67-5665
切越・十家・子安	高岡 長富	一字字切越 158-1	67-2501
中横・大横・木地屋・古見・陰	寒川 杉子	一字字赤松 542	67-2781

主任児童委員

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員で、児童福祉関係機関との連絡調整、児童委員の援助協力を行っています。

担 当 地 区	氏 名	住 所	連絡先
貞 光 地 区	近藤 恵子	貞光字野口 19-6	62-2501
半 田 地 区	長 尾 育 代	半田字小野 145-3	64-2062
一 字 地 区	実平 つた子	一字字実平 1748	67-5293

◆ 人権擁護委員

人権は、人間が幸福な人生をおくる上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。人々がお互いに人権を守ることによって、明るい社会を作ることが私達の願いです。

人権擁護委員は、それぞれの市町村において、地域住民の人権が侵害されないように、常に注意をはらい、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受けるとともに、被害救済のためすみやかに適切な処置をとります。

人権課

つるぎ町の人権擁護委員

半田地区	前田 廣重
	田岡 孝子
貞光地区	山口 善子
	住友 靖弘
一字地区	田中 文夫
	寒川 杉子

徳島地方法務局人権擁護課

☎ 088-622-4171

美馬支局

☎ 0883-52-1164

女性の人権ホットライン

☎ 088-622-8134

子どもの人権 110 番

☎ 088-622-8110



◆ つるぎ町外の相談機関

施設名		内 容	相談時間	電話番号	所在地
徳島県 中央児童相談所	子ども何でもダイヤル	お子さん（18歳未満）に関する悩み、心配事の電話相談室です。話し合いながら一緒に考えましょう。	毎 日 9:00 ～ 21:00 （12/29～1/3を除く）	088-626-0874	徳島市昭 和 町 5 丁 目 5-1
	あらゆる悩み個別相談	心身の発達、対人関係、虐待、非行、養護などお子さんに関するあらゆる悩みの個別相談。	月～金 8:30 ～ 17:00	088-622-2205	
	子どもへの虐待や暴力を知ったとき	子どもが虐待や暴力にあっているのを見かけた時は、大人には通告義務があります。	随 時	088-622-2205	
	おもちゃ図書館	おもちゃ図書館を一般開放し、その利用者からの子育て相談等にも応じています。	月～金 10:00 ～ 15:00 （祝日・12/29～1/3を除く）		
徳島県警察少年サポートセンター ヤングテレホン いじめホットライン		臨床心理士、少年補導員等の専門スタッフが、非行問題、不良行為、いじめ、犯罪被害などの電話、面接相談に応じます。	9:00～18:00	088-625-8900 ヤングテレホン	徳島市万 代町 2 丁 目 5-1 徳島県警察本部内
			24 時間対応 子どものいじめに関する相談	088-623-7324 いじめホットライン	
子ども家庭支援センター「ひかり」（社会福祉法人 矯風会）		専門相談員が子育てについて、電話相談、来所相談、メールでの相談に応じます。	毎日 9:00 ～ 19:00	088-666-2211	徳島市川 内町大松 837-1
県医師会 子どもの心の電話		心身症の子ども達を見逃すことなく、早期に適切な対応ができるようにと、学校や家庭からの相談を受けてくれます。心身症は、人間関係が引き金となって、腹痛、下痢、喘息、拒食症などの症状がでます。	月～金 10:00 ～ 16:00 （祝日を除く）	088-657-0556 FAX 088-623-5679	徳島市 幸町 3-61
徳島地方法務局 子どもの人権 110 番		いじめなど子どもの人権問題に関する専用電話です。子どもの人権専門委員をはじめとする人権擁護委員または徳島地方法務局職員がお受けします。	月～金 8:30 ～ 17:15	0570-070-110	徳島市徳 島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎内

第 13 章 児童、子育てに関する機関、相談機関の紹介

施 設 名	内 容	相談時間	電話番号	所在地
青少年育成補導センターホットライン相談	子どもの生活やいじめなど、あらゆる悩み事の相談に応じています。	月～金 9:00 ～ 16:00	088-622-7500	徳島市幸町 2 - 5
徳島県青少年育成センター 青少年の相談室	専門の相談員が青少年に関する悩みや心配の相談に応じています	月、金 18:30 ～ 21:00	088-625-6166	徳島市徳島町城内 2 - 1 徳島県青少年センター内
美馬保健所	心理判定員などによる病気や発達の遅れのある子どもの相談を行っております。(発達相談)	奇数月 第 3 金曜日 10:00 ～ 16:00 までの間 予約制	西部総合県民局保健福祉環境部医療企画担当 0883-52-1017	美馬市穴吹町穴吹字明連 23
	専門の相談員による思春期の心の悩みなどの相談を行っております。(思春期相談)	4 月 23 日、8 月 27 日、12 月 24 日 (予約制)9:00 ～ 12:00 までの間		
	療育相談整形外科医による 発育・発達相談	偶数月 第 1 水曜日 14:00 ～ 16:00 (予約制)		
教育研究所 教育相談	障害のある子どもの就学、不登校の子どもの生活や学習に関する悩みの相談に応じています。	月～金 8:30 ～ 17:00	088-621-5479	徳島市幸町 2 - 5
助任保育園子育て相談	子育てに疲れた時、悩んだ時お気軽に相談に来てください。 面接相談も OK. e-mail:suketo@suketo.jp http://www.suketo.jp	月～金 8:30 ～ 17:00	088-623-1927	徳島市中吉野町 1 丁目 65
親子ふれあいプラザ 子育て相談	子育てには不安や悩みがつきものです。どんなことでも気軽に相談してください。解決方法を探してみましょう。電話、面談、FAX,e-mail いずれも可。	火～日 9:30 ～ 15 : 00	088-657-0065 FAX 088-611-1101	徳島市沖浜東 2-16 ふれあい健康館 1 F

施 設 名		内 容	相談時間	電話番号	所在地
徳島文理大学臨床心理相談室		不登校、いじめ、子育てについての不安、心配、性格や行動についてなど、どなたでも気軽にいらしてください。予約制です。1回2000円です。	予約制 月～金 9:00～17:00	088-622-0072	徳島市山城町西浜 傍示180 徳島文理大学9号館11階
鳴門教育大学学校教育実践センター心理、教育相談室		心理的な悩み全般を対象とした相談室です。健康、発達、育児に関する事など相談してください。完全予約制、無料です。	予約制 月～金 9:00～19:00	088-687-6622 電話受付時間 10:00～17:00	鳴門市鳴門町高島 字中島748
乳幼児の 外来療育 相談	小松島療育センター	子どもの障害と発達の状態を理解してもらい、家庭での育て方や遊びについて指導します。	月～金 8:30～17:00	088-532-6084	小松島市横須町 11-7
	ねむの木療育園		月～金 9:00～17:00	088-699-2200	板野郡松茂町広島 鍬ノ先23-1
	あさひ学園		随 時	088-642-4040	徳島市国府町中
女性支援センター（配偶者暴力相談支援センター）		配偶者等からの暴力（DV）や離婚・男女問題などで悩んでいる方のご相談をお受けします	9:00～22:00	088-623-8110	徳島市昭和町5丁目5-1
社会福祉法人いのちの電話		話したらきっとあります生きる道。カウンセリングの訓練を受けた相談員が相談に応じます。	9:30～24:00	088-623-0444	徳島市昭和町7丁目40-6
			9:00～17:00	0883-52-4440	美馬市脇町大字脇町347-2 脇町公民館2F
全国統一いじめ相談ダイヤル		徳島県内からこの番号に電話すれば、県の相談員につながります。いじめなどで悩んでいることや困っていることについて、相談ができます。	24時間	0570-0-78310	

第 13 章 児童、子育てに関する機関、相談機関の紹介

施 設 名	内 容	相談時間	電話番号	所在地
徳島県教育委員会が 設けている電話相談	徳島県総合教育センター特別 支援課	月～金 9:00 ～ 17:00	088-672-5200	板野郡板 野町犬伏 字東谷 1- 7
	徳島県教育委員会学校政策課	月～金 9:00 ～ 17:00	088-621-3143 088-621-3138	
		夜間、休日相談 月～金 17:00 ～翌 9:00 土・日・祝日	090-7783- 7830	





吉野川

パークゴルフ、サッカーコート、ゲートボール、ジョギングコース等を備えた河川敷運動公園です。遊具もあります。

貞光ゆうゆうパーク

◀ゆうゆうパーク

国道 192 号





▲於安パーク



▲木ノ内公園(半田支所前)



▲長谷保農村公園



植物名・名称	国天然記念物・国登録文化財
植物名・名称	県天然記念物
植物名・名称	つるぎ町天然記念物

子育て応援団「つるぎっこ」

無邪気に笑う子どもの笑顔はとてもかわいいですね。子どもの笑顔が見たい、そのためにもお父さんお母さんに笑顔になってもらい、子育ての楽しさを味わってほしい。そんな願いをこめて、つるぎ町の子育て情報を、関係諸機関の皆様のご指導、ご協力により集めさせていただきました。ご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

剣山のふもと、自然豊かなつるぎ町で、心豊かに子どもたちが育っていくことを願い、応援しています。この子育て情報誌がその手助けになれば幸いです。



※本文の内容は、特に明記してあるものを除き、原則として平成 22 年 12 月現在のものです。

❖つるぎ町電話番号一覧❖

施 設 名	電 話 番 号	施 設 名	電 話 番 号
役場、教育委員会		中学校	
つるぎ町役場	62-3111	貞光中学校	62-2104
〃 半田支所	64-3111	半田 〃	64-2013
〃 一字支所	67-2111		
つるぎ町教育委員会	62-2331	公民館	
社会福祉協議会		貞光中央公民館	62-2074
つるぎ町社会福祉協議会	62-5073	太 田 公 民 館	〃
〃 半田支所	64-3111	端 山 〃	〃
〃 一字支所	67-2111	半 田 〃	64-3111
保健センター		小 野 〃	〃
つるぎ町保健センター	62-3313	八 千 代 〃	〃
保育所		一 字 〃	67-2803
貞光保育所	62-2179	関係施設	
半田 〃	64-3607	日本年金機構阿波半田年金事務所	64-3474
げんきっこクラブ		消 防	
貞光げんきっこクラブ	62-5230	美馬西部消防署	63-2214
太田げんきっこクラブ	62-5777	〃 一字分署	67-2938
半田げんきっこクラブ	64-3049	警察・育成センター	
幼稚園		つるぎ警察署	62-3110
貞光幼稚園	62-2538	〃 逢坂駐在所	64-2055
太田幼稚園	62-5777	〃 八千代駐在所	65-0110
半田幼稚園	64-3049	〃 古見駐在所	67-2110
古見幼稚園	67-2311	美馬西部青少年育成センター	62-2297
小学校		病 院	
貞光小学校	62-2039	町立半田病院	64-3145
太田 〃	62-2024		
半田 〃	64-2058		
八千代 〃	65-0002		
古見 〃	67-2311		